

参考資料

2. 韓国の有機農産品に関する法律

法律名称	制定、更新年月日	内容	監督官庁	日本語 翻訳
親環境農業育成法	2001 年	農産物の有機認証、「親環境＝環境にやさしい」農産品について育成するという内容のため、有機農産物のほか、無農薬農産品、低農薬農産品の認証について規定されている。	農林水産食品部	×
親環境農漁業育成および有機食品などの管理・支援に関する法律	制定:2012 年 6 月 1 日 施行:2013 年 6 月 2 日	親環境農業育成法の改正法。食品産業振興法で規定されていた有機加工食品の認証を統合し、新しく有機水産物、非食用有機加工品について規定されている。	農林水産食品部	○
親環境農漁業育成および有機食品などの管理・支援に関する法律施行規則案	公表:2012 年 11 月 20 日 (法律施行までに確定)	法律に基づく、認証の詳細について規定。CODEX 基準に基づいているのはこの施行規則になる。確定版は 2013 年 6 月 2 日までに発表予定。	農林水産食品部	○ (本文は全部、別紙一部)
食品産業振興法	2008 年	有機加工食品の認証制度についての根拠法。親環境農漁業育成および有機食品などの管理・支援に関する法律に統合される。	農林水産食品部	○ (一部)
食品衛生法	1962 年	有機加工食品の表示制度についての根拠法	保健福祉部	○ (第 10 条のみ)
食品などの表示基準	(最新版) 制定・施行:2012. 12. 31 (制度は 2000 年から開始)	有機加工食品の表示制度の詳細について規定	食品医薬品安全庁	○ (一部)
法律名称	制定、更新年月日	内容	監督官庁	日本語 翻訳

親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律

[施行 2013. 6. 2] [法律第 11459 号, 2012. 6. 1, 全部改正]

農林水産食品部(消費安全政策官親環境農業課) 02-500-2126~2127

第 1 章総則

第 1 条(目的) この法律は農漁業の環境保全機能を増大させて農漁業による環境汚染を減らしながら、親環境農漁業を実践する農漁民を育成して持続可能な親環境農漁業を追求してこれと関連した親環境農水産物と有機食品等を管理して、生産者と消費者を共に保護するのを目的とする。

[施行日:2013. 6. 2] 第 1 条

第 2 条(定義) この法律で使う用語の意味は次のようである。

1. 「親環境農漁業」とは合成農薬, 化学肥料および抗生剤・抗菌剤等化学者材を使わなかったりその使用を最小化して農業・水産業・畜産業・林業(以下「農漁業」という)副産物のリサイクル等を通して、生態系と環境を維持・保全しながら安全な農産物・水産物・畜産物・林産物(以下「農水産物」という)を生産する産業をいう。
2. 「親環境農水産物」とは親環境農漁業を通じて得ることで次の各目のどれ一つに該当することをいう。
 - (1) 有機農水産物
 - (2) 無農薬農産物, 無抗生剤畜産物, 無抗生剤水産物および活性処理剤不使用水産物(以下「無農薬農水産物等」という)
3. 「有機」[Organic] 欄第 19 条第 2 項にともなう認証基準を遵守して、許容物質を最小限で使いながら、有機食品および非食用有機加工品(以下「有機食品等」という)を生産、製造・加工または取り扱う一連の活動とその過程をいう。
4. 「有機食品」とは「農漁業・農漁村および食品産業基本法」第 3 条第 7 号の食品中で有機的な方法で生産された有機農水産物と有機加工食品(有機農水産物を原料または材料でして、製造・加工・流通する食品をいう。 以下同じ)を話す。
5. 「非食用有機加工品」とは人が直接摂取しない方法で使ったり消費するために有機農水産物を原料または材料で使って、有機的な方法で生産、製造・加工または取り扱われる加工品をいう。ただし、「食品衛生法」にともなう機構、勇気・包装、「薬事法」にともなう医薬外の中および「化粧品法」にともなう化粧品は除く。
6. 「有機農漁業資材」という有機農水産物を生産、製造・加工または取り扱う過程で利用できる許容物質を原料または材料でして作った製品をいう。
7. 「許容物質」とは有機食品等、無農薬農水産物等または有機農漁業資材を生産、製造・加工または取り扱うすべての過程で使用可能になることとして農林水産食品部令に定める物質をいう。
8. 「取り扱い」とは農水産物, 食品, 非食用加工品または農漁業勇者材を保存, 包装[小分および再包装を含む。 以下同じ], 運送, 輸入または販売する活動をいう。

9. 「事業者」という親環境農水産物, 有機食品等または有機農漁業資材を生産, 製造・加工したり取り扱うのを業とする。個人または法人をいう。

[施行日:2013. 6. 2]第2条

第3条(国家と地方自治体の責務)①国家は親環境農漁業および有機食品等に関する基本計画と政策をたてて地方自治体および農漁民等の自発的参加を促進する等親環境農漁業および有機食品等を振興させるための総合的な施策を推進しなければならない。

②地方自治体は所轄区域の地域的特性を考慮して, 親環境農漁業および有機食品等に関する育成政策をたてて積極的に推進しなければならない。

[施行日:2013. 6. 2]第3条

第4条(事業者の責務)事業者は化学的に合成された資材を使わなかったりその使用を最小化する等環境親和的な生産, 製造・加工または取り扱い活動を通じて, 環境汚染を最小化しながら, 環境保全と持続可能な農漁業の経営が可能ないように努力して, 多様な親環境農水産物, 有機食品等または有機農漁業資材を生産・供給することができるように努力しなければならない。

[施行日:2013. 6. 2]第4条

第5条(民間団体の役割)親環境農漁業関連技術研究と親環境農水産物, 有機食品等または有機農漁業資材等の生産・流通・消費を促進するために構成された民間団体(以下「民間団体」という)は国家と地方自治体の親環境農漁業および有機食品等に関する育成施策に協力してその会員たちと事業者等に必要な教育・訓練・技術開発・経営地図等を行うことで親環境農漁業および有機食品等の発展のために努力しなければならない。

[施行日:2013. 6. 2]第5条

第6条(他の法律との関係)この法律で定めた親環境農水産物, 有機食品等および有機農漁業資材の表示と管理に関する事項は他の法律に優先して, 適用する。

[施行日:2013. 6. 2]第6条

第2章親環境農漁業および有機食品等の育成・支援

第7条(親環境農漁業育成計画)①農林水産部長官は関係中央行政機関の長と協議して, 5年ごとに親環境農漁業発展のための親環境農漁業育成計画(以下「育成計画」という)をたてなければならない。

②育成計画には次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 農漁業分野の環境保全のための政策目標および基本方向
2. 農漁業の環境汚染実態および改善対策
3. 合成農薬, 化学肥料および抗生剤・抗菌剤等化学者材使用量縮小方案

4. 親環境農漁業発展のための各種技術等の開発・普及・教育および地図方案
5. 親環境農漁業の試験団地育成方案
6. 親環境農水産物とその加工品および有機食品等の生産・流通・輸出活性化と連係強化および消費促進方案
7. 親環境農漁業の公益的機能増大方案
8. 親環境農漁業発展のための国際協力強化方案
9. 育成計画推進財源の調達方案
10. 第 26 条および第 35 条にともなう認証機関の育成方案
11. その他に親環境農漁業の発展のために農林水産食品部令に定める事項

③農林水産部長官は第 1 項によりたてた育成計画を特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事または特別自治道知事(以下「市・道知事」という)に知らせなければならない。

[施行日:2013. 6. 2]第 7 条

第 8 条(親環境農漁業実践計画)①市・道知事は育成計画により親環境農漁業を発展させるための特別市・広域市・特別自治市・道または特別自治道(以下「市・道」という)親環境農漁業実践計画(以下「実践計画」という)をたてて施行しなければならない。

②市・道知事は第 1 項により市・道実践計画をたてた時には農林水産部長官に提出して、市場・郡の長または自治区の区庁長(以下「市場・郡の長・区庁長」という)に知らせなければならない。

③市長・郡の長・区庁長は市・道実践計画により親環境農漁業を発展させるための市・郡・自治区実践計画をたてて、市・道知事に提出して積極的に推進しなければならない。

[施行日:2013. 6. 2]第 8 条

第 9 条(農漁業による環境汚染防止)国家と地方自治体は農薬, 肥料, 家畜糞尿, 廃農漁業資材および廃水等農漁業によって, 発生する環境汚染を防止するために農薬の安全使用基準および残留許容基準遵守, 肥料の作物別散布基準量遵守, 家畜糞尿の放流数水質基準遵守, 廃農漁業資材の投棄防止および廃水の無断放流防止等の施策を積極的に推進しなければならない。

[施行日:2013. 6. 2]第 9 条

第 10 条(農漁業資源保全および環境改善)①国家と地方自治体は農地, 農漁業用水, 待機等農漁業資源を保全して土壌改良, 水質改善等農漁業環境を改善するために農耕地改良, 農漁業用水汚染防止, 温室ガス発生最小化等の施策を積極的に推進しなければならない。

②第 1 項にともなう施策を推進する時「土壌環境保全法」第 4 条の 2 と第 16 条および「環境政策基本法」第 12 条にともなう基準を適用する。

[施行日:2013. 6. 2]第 10 条

第 11 条(農漁業資源と農漁業環境の実態調査および評価)①農林水産部長官または地方自

自治体の長は農漁業資源保全と農漁業環境改善のために農林水産食品部令に定めるところにより次の各号の事項を周期的に調査・評価しなければならない。

1. 農耕地の肥沃度, 重金属, 農薬成分, 土壌微生物等の変動事項
 2. 農漁業用水路利用される地表水と地下水の水質
 3. 農薬・肥料・抗生剤等農漁業投入材の使用実態
 4. 水資源涵養, 土壌保全等農漁業の公益的機能実態
 5. 畜産糞尿堆肥化等該当農漁業地域での自らの資源循環使用実態
 6. その他に農漁業資源保全および農漁業環境改善のために必要な事項
- ②農林水産部長官は農林水産食品部所属機関の長またはその他に農林水産食品部令に定める者に第1項各号の事項を調査・評価するようにすることができる。

[施行日:2013.6.2]第11条

第12条(事業場に対する調査)①農林水産部長官または地方自治体の長は第11条にともなう農漁業資源と農漁業環境の実態調査のために、必要ならば関係公務員に該当地域またはその地域につながり接した他の事業者の事業場に入出入りするようになり調査および評価に必要な最小量の調査試料を採取するようにすることができる。

②調査対象事業場の所有者・占有者または管理人は正当な理由なしで第1項にともなう調査行為を拒否・邪魔したり忌避してはならない。

③第1項により他の事業者の事業場に入出入りしようとする人はその権限を表わす証票を持ってこれに関係人に見せなければならない。

[施行日:2013.6.2]第12条

第13条(親環境農漁業技術等の開発および普及)①農林水産部長官または地方自治体の長は親環境農漁業を発展させるために親環境農漁業に必要な技術と資材等の研究・開発と普及および教育・地区に必要な施策を用意しなければならない。

②農林水産部長官または地方自治体の長は親環境農漁業に必要な技術および資材を研究・開発・普及したり教育・指導する者に必要な費用を支援することができる。

[施行日:2013.6.2]第13条

第14条(親環境農漁業に関する教育・訓練)農林水産部長官または地方自治体の長は親環境農漁業発展のために農漁民, 親環境農水産物消費者および関係公務員に対し教育・訓練をすることができる。

[施行日:2013.6.2]第14条

第15条(親環境農漁業の技術交流および広報等)①国家, 地方自治体, 民間団体および事業者は親環境農漁業の技術を互いに交流することによって親環境農漁業発展のために努力しなければならない。

②農林水産部長官または地方自治体の長は親環境農漁業育成を効率的に推進するために優秀事例を発掘・広報しなければならない。

[施行日:2013.6.2]第15条

第16条(親環境農水産物等の生産・流通・輸出支援)農林水産部長官または地方自治体の長は予算の範囲で次の各号の物品の生産者,生産者団体,流通業者,輸出業者および認証機関に対し必要な施設の設置資金等を親環境農漁業に対する寄与度等により支援することができる。

1. この法により認証を受けた有機食品等または親環境農水産物
2. この法により公示または品質認証を受けた有機農漁業資材

[施行日:2013.6.2]第16条

第17条(国際協力)国家と地方自治体は親環境農漁業の持続可能な発展のために環境関連国際機構および関連国家との国際協力を通じて,親環境農漁業関連情報および技術を交換して人材交流,共同調査,研究・開発等で互いに協力しながら,環境を危害する農漁業活動や資材取引を抑制する等親環境農漁業発展のための国際的努力に積極的に参加しなければならない。

[施行日:2013.6.2]第17条

第18条(国内親環境農漁業の基準および目標樹立)国家と地方自治体は国際条件,国内資源,環境および経済条件等を考慮して,効果的な国内親環境農漁業の基準および目標をたてなければならない。

[施行日:2013.6.2]第18条

第3章 有機食品等の認証および管理

第1節 有機食品等の認証および認証手続き等

第19条(有機食品等の認証)①農林水産部長官は有機食品等の産業育成と消費者保護のため,有機食品等に対する認証ができる。

②第1項にともなう認証をするための有機食品等の認証対象と有機食品等の生産,製造・加工または取り扱いに必要な認証基準等は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013.6.2]第19条

第20条(有機食品等の認証申請および審査等)①有機食品等を生産,製造・加工または取り扱う者は有機食品等の認証を受けようとするなら農林水産部長官または第26条第1項により指定を受けた認証機関(以下この章で「認証機関」という)に農林水産食品部令に定める書類をそろえて,申請しなければならない。ただし,認証を受けた有機食品等をまた包装しなくてそのまま保存,運送,輸入または販売する者は認証を申請しないこともある。

②次の各号のどれ一つに該当する者は第1項にともなう認証を申請できない。

1. 第24条第1項により認証が取り消しになった日から1年が過ぎない者
 2. 第24条第1項または第31条第4項により認証表示の除去・停止または認証品の販売禁止命令を受けて、その処分期間中にある者
 3. 第60条により罰金以上の刑を宣告されて刑が確定された日から1年が過ぎない者
- ③農林水産部長官または認証機関は第1項にともなう申請を受けた場合第19条第2項にともなう有機食品等の認証基準に合うかを審査した後その結果を申請人に知らせてその基準に合う場合には認証をしなければならない。
- ④第3項にともなう認証心事結果に対し異議がある者は認証審査をした農林水産部長官または認証機関に再審査を申請することができる。
- ⑤第3項により有機食品等の認証を受けた事業者(以下「認証事業者」という)が認証受けた内容を変更する時にはその認証をした農林水産部長官または認証機関から農林水産食品部令に定めるところにより認証変更承認を受けなければならない。
- ⑥その他に認証の申請, 制限, 審査, 再審査および認証変更承認等に必要な具体的な手続きと方法等は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013.6.2]第20条

第21条(認証の有効期間等)①第20条にともなう認証の有効期間は認証を受けた日から1年とする。

②認証事業者が認証の有効期間が終わった後にも継続して、第20条第3項により認証を受けた有機食品等(以下「認証品」という)の認証を維持しようとするならその有効期間が終わる前まで認証をした農林水産部長官または認証機関に更新申請をして、その認証を更新しなければならない。ただし、認証をした認証機関が廃業、業務停止またはその他のやむをえない理由で更新申請が不可能になった場合には農林水産部長官でも他の認証機関に申請することができる。

③第2項にともなう認証更新をしないとする認証事業者が認証の有効期間内に出荷を終了しない認証品がある場合には農林水産部長官または該当認証機関の承認を受けて、出荷を終了しない認証品に対しだけその有効期間を1年の範囲で延長することができる。ただし、認証の有効期間が終わる前に出荷された認証品はその製品の流通期限が終る時までその認証表示を維持することができる。

④第2項にともなう認証更新および第3項にともなう認証品の認証有効期間延長に必要な具体的な手続きと方法等は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013.6.2]第21条

第22条(認証事業者の遵守事項)①認証事業者は認証品の生産、製造・加工または取り扱い実績を農林水産食品部令に定めるところにより定期的に農林水産部長官または該当認証機関の長に知らせなければならない。

②認証事業者は農林水産食品部令に定めるところにより認証審査と関連した書類等を保管しなければならない。

[施行日:2013.6.2]第22条

第 23 条(有機食品等の表示等)①認証事業者は生産、製造・加工または取り扱う認証品に直接または認証品の包装、勇気、納品書、取り引き明細書、保証書等(以下「包装等」という)に有機またはこのような意味の図形や字の表示(以下「有機表示」という)をすることができる。この場合包装をしない状態で販売したりバラで販売する時には表示版または札に有機表示ができる。

②農林水産部長官は認証事業者に認証品の生産方法と使用者材等に関する情報を消費者が簡単に調べてみられるように表わすことを勧告することができる。

③農林水産部長官は有機農水産物を原料または材料で使いながら、第 20 条第 3 項にともなう認証を受けない食品および非食用加工品に対しは使った有機農水産物の含有量により制限的に有機表示を許すことができる。

④第 1 項および第 3 項にともなう有機表示に必要な図形や字、細部表示事項および表示方法に必要な具体的な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 23 条

第 24 条(認証の取り消し等)①農林水産部長官または認証機関は認証事業者が次の各号のどれ一つに該当する場合にはその認証を取り消したり認証表示の除去または停止を命じることができる。ただし、第 1 号に該当する時には認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で認証を受けた場合
2. 第 19 条第 2 項にともなう認証基準に合わない場合
3. 正当な理由なしで第 31 条第 4 項ビラにともなう命令に従わない場合
4. 転業、廃業等の理由で認証品を生産しにくいと認める場合

②農林水産部長官または認証機関は第 1 項により認証を取り消した場合遅滞なく認証事業者にその事実を知らせ、認証機関は農林水産部長官にもその事実を知らせなければならない。

③認証の取り消しおよび認証表示の除去・停止等に必要な具体的な手続きと処分の基準等は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 24 条

第 25 条(同等性認定)①農林水産部長官は有機食品に対する認証を施行している外国の政府または認証機関が我が国のような水準の適合性を保証できる原則と基準を適用することによってこの法にともなう認証と同等だったりそれ以上の認証制度を運営していると認める場合にはそれに対する検証を経た後有機加工食品認証に対し我が国の有機加工食品認証と同等性を認められる。この場合相互主義原則が適用されなければならない。

②農林水産部長官は第 1 項により同等性を認める時にはその事実を遅滞なしで農林水産食品部のインターネット ホームページに掲示しなければならない。

③第 1 項にともなう同等性認定に必要な基準と手続き、同等性を認められる有機加工食品の品目範囲、同等性を認めた国家または認証機関の義務と事後管理方法、有機加工食品の表示方法、その他に必要な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2014. 1. 1]第 25 条

第 2 節有機食品等の認証機関

- 第 26 条(認証機関の指定等)①農林水産部長官は有機食品等の認証に必要な人材と施設をそろえた者を認証機関で指定して,有機食品等の認証をするようにすることができる。
- ②第 1 項により認証機関に指定受けようとする者は農林水産食品部令に定めるところにより農林水産部長官に認証機関の指定を申請しなければならない。
- ③第 1 項にともなう認証機関指定の有効期間は指定を受けた日から 5 年でして,有効期間が終わった後にも有機食品等の認証業務を継続しようとする認証機関は有効期間が終わる前にその指定を更新しなければならない。
- ④農林水産部長官は第 1 項にともなう認証機関指定業務と第 3 項にともなう指定更新業務の効率的な運営のために認証機関指定および更新関連評価業務を大統領令に定める機関または団体に委任したり委託することができる。
- ⑤認証機関は指定を受けた内容が変更された場合には農林水産部長官に変更申告をしなければならない。ただし,農林水産食品部令に定める重要事項を変更する時には農林水産部長官から承認を受けなければならない。
- ⑥第 1 項から第 5 項までの認証機関の指定基準,認証業務の範囲,認証機関の指定および更新関連手続き,認証機関の指定および更新関連評価業務の委託と認証機関の変更申告に必要な具体的な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 26 条

- 第 27 条(認証機関等の遵守事項)農林水産部長官または認証機関は次の各号の事項を遵守しなければならない。
1. 認証過程で得た情報と資料を認証申請人の書面洞のなしで公開したり提供しないこと。ただし,この法または他の法律により公開したり提供する場合は除く。
 2. 認証機関は農林水産部長官(第 26 条第 4 項により認証機関指定および更新関連評価業務を委任されたり委託を受けた機関または団体を含む)が要請する時には認証機関の事務所および施設に対する接近を許したり必要な情報および資料を提供すること
 3. 認証申請,認証心事および認証事業者に関する資料を農林水産食品部令に定めるところにより保管すること
 4. 認証機関は農林水産食品部令に定めるところにより認証結果および事後管理結果等を農林水産部長官に報告すること
 5. 認証事業者が認証基準を遵守するように管理するために農林水産食品部令に定めるところにより認証事業者に対し不時審査をしてその結果を記録・管理すること

[施行日:2013. 6. 2]第 27 条

- 第 28 条(認証業務の休業・廃業)認証機関が認証業務の全部または一部を休業したり廃業しようとする場合には農林水産食品部令に定めるところによりあらかじめ農林水産部

長官に申告して、その認証機関の認証有効期間が終わらない認証事業者にその趣旨を知らせなければならない。

[施行日:2013.6.2]第28条

第29条(認証機関の指定取り消し等)①農林水産部長官は認証機関が次の各号のどれ一つに該当する場合には指定を取り消したり6ヶ月以内の期間を定めて、その業務の全部または一部の停止を命じることができる。ただし、第1号から第3号までの場合にはその指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法に指定を受けた場合
 2. 認証機関が破産または廃業等によって、認証業務を遂行できない場合
 3. 業務停止命令を違反して、停止期間中認証をした場合
 4. 正当な理由なしで1年以上継続して、認証をしない場合
 5. 故意または重大な過失で第19条第2項にともなう認証基準に合わない有機食品等を認証した場合
 6. 故意または重大な過失で第20条にともなう認証心事および再審査の処理手続き・方法または第21条にともなう認証更新および認証品の有効期間延長の手続き・方法等を守らない場合
 7. 正当な理由なしで第24条第1項にともなう処分をしない場合
 8. 第26条第6項にともなう指定基準に合わなくなった場合
 9. 第32条第2項にともなう是正措置命令や処分に従わない場合
- ②農林水産部長官は第1項により指定取り消しまたは業務停止処分をした場合にはその事実を農林水産食品部のインターネット ホームページに掲示しなければならない。
- ③第1項により認証機関の指定が取り消しになった者は取り消しになった日から2年が過ぎなければまた認証機関に指定受けられない。ただし、第1項第2号に該当する理由に指定が取り消しになった場合は除く。
- ④第1項にともなう行政処分の細部的な基準は違反行為の類型および違反程度等を考慮して、農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013.6.2]第29条

第3節有機食品等、認証事業者および認証機関の事後管理

第30条(認証等に関する不正行為の禁止)誰でも次の各号のどれ一つに該当する行為をしてはならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で第20条にともなう認証を受けたり第26条第1項により認証機関に指定受ける行為
2. 認証を受けない製品に有機表示やこれと類似の表示(認証品で間違って認識する恐れがある表示およびこれと関連した外国語または外来語表示を含む)をする行為
3. 認証品に認証受けた内容と違うように表わす行為
4. 第20条第1項にともなう認証を申請するのに必要な書類を虚偽で発給する行為
5. 認証品に認証を受けない製品等を混ぜて、販売したり混ぜて、販売する目的で保管、

運搬または陳列する行為

6. 第 2 号または第 3 号の行為にともなう製品であることを分かっていても認証品で販売したり販売する目的で保管, 運搬または陳列する行為
7. 認証が取り消しになった製品であることを分かっていても認証品で販売する行為
8. 認証を受けない製品を認証品で広告を出したり認証品で間違えて認識できるように広告を出す行為または認証受けた内容と違うように広告を出す行為

[施行日:2013. 6. 2]第 30 条

第 31 条(認証品および認証事業者の事後管理)①農林水産部長官は必要だと認める場合には農林水産食品部令に定めるところにより所属公務員にとって認証品に対する市販品調査をするようにしたり認証事業者の事業場で認証品の生産, 製造・加工または取り扱い過程が第 19 条第 2 項にともなう認証基準に合うのかどうかを調査するようにすることができる。この場合試料を無償で提供されて検査したり資料提出等を要求することができる。

②第 1 項により調査をする時にはあらかじめ調査の一時, 目的, 対象等を関係人に知らせなければならない。ただし, 緊急な場合やあらかじめ知るだろうならばその目的を達成できないと認められる場合にはそうでない。

③第 1 項により調査をしたり資料提出を要求する場合認証事業者は正当な理由なしでこれを拒否・邪魔したり忌避してはならない。

④農林水産部長官は第 1 項にともなう調査をした結果第 19 条第 2 項にともなう認証基準または第 23 条にともなう有機食品等の表示事項等を違反したと判断した時には認証事業者またはその認証品の流通業者に該当認証品の認証表示除去・停止・変更, 認証品の販売禁止, 細部表示事項の変更またはその他に必要な措置を命じることができる。この場合該当認証品に対する認証機関が別々にある場合にはその認証機関に必要な措置をするように要請することができる。

⑤第 4 項後段により要請を受けた認証機関は特別な事情がない限りこれに従わなければならない。

⑥第 4 項にともなう処分の具体的な基準等に関して必要な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 31 条

第 32 条(認証機関に対する事後管理)①農林水産部長官は所属公務員にとって認証機関が第 20 条により認証業務を適切に遂行するのか, 第 26 条第 6 項にともなう認証機関の指定基準に合うのか, 第 27 条にともなう認証機関の遵守事項を守るかを調査するようにすることができる。

②農林水産部長官は第 1 項にともなう調査結果認証機関が次の各号のどれ一つに該当する場合には是正措置を命じたり第 29 条により指定取り消しまたは業務停止処分ができる。

1. 第 20 条にともなう認証業務を適切に遂行しない場合
2. 第 26 条第 6 項にともなう指定基準に合わない場合

3. 第 27 条にともなう認証機関遵守事項を守らない場合

[施行日:2013. 6. 2]第 32 条

第 33 条(認証機関等の継承)①次の各号のどれ一つに該当する者は認証事業者または認証機関の地位を継承する。

1. 認証事業者が死亡した場合その製品等を継続して, 生産, 製造・加工または取り扱うとする相続人
2. 認証事業者や認証機関がその事業を譲渡した場合その譲受人
3. 認証事業者や認証機関が合併した場合合併後存続する法人や合併で設立される方法の

②第 1 項により認証事業者の地位を継承した者は認証審査をした農林水産部長官または認証機関の場合(その認証機関の指定が取り消しになった場合には農林水産部長官をいう)にその事実を申告しなければならない, 認証機関の地位を継承した者は農林水産部長官にその事実を申告しなければならない。

③第 1 項にともなう地位の継承がある時には従来の認証事業者または認証機関にある第 24 条第 1 項, 第 29 条第 1 項または第 31 条第 4 項にともなう行政処分の効果はその地位を継承した者に継承されながら, 行政処分の手続きが進行中である時にはその地位を継承した者に対しその手続きをずっと進行することができる。

④第 2 項にともなう申告に必要な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 33 条

第 4 章無農薬農水産物等の認証

第 34 条(無農薬農水産物等の認証等)①農林水産部長官は無農薬農水産物等に対する認証ができる。

②第 1 項にともなう認証をするための無農薬農水産物等の認証対象と無農薬農水産物等の生産または取り扱いに必要な認証基準等は農林水産食品部令に定める。

③無農薬農水産物等を生産または取り扱う者は無農薬農水産物等の認証を受けようとするなら農林水産部長官または第 35 条第 1 項により指定を受けた認証機関(以下この章で「認証機関」という)に認証を申請しなければならない。ただし, 認証を受けた無農薬農水産物等をまた包装しなくてそのまま保存, 運送または販売する者は認証を申請しないこともある。

④第 3 項にともなう認証の申請, 制限, 審査および再審査, 認証変更承認, 認証の有効期間, 認証の更新および有効期間の延長, 認証事業者の遵守事項, 認証の取り消しおよび認証表示の停止等に関しては第 20 条から第 22 条までおよび第 24 条を準用する。この場合「有機食品等」は「無農薬農水産物等」で見る。

⑤無農薬農水産物等の認証等に関する不正行為の禁止, 認証品および認証事業者に対する事後管理, 認証機関の事後管理, 認証事業者または認証機関の地位継承等に関しては第 30 条から第 33 条までの規定を準用する。この場合「有機食品等」は「無農薬農水産物等」で見る。

[施行日:2013.6.2]第34条

第35条(無農薬農水産物等の認証機関指定等)①農林水産部長官は無農薬農水産物等の認証に必要な人材と施設をそろえた者を認証機関で指定して、無農薬農水産物等の認証をするようにすることができる。

②第1項にともなう認証機関の指定・有効期間・更新・指定変更、認証機関等の遵守事項、認証業務の休業・廃業および認証機関の指定取り消し等に関しては第26条から第29条までの規定を準用する。この場合「有機食品等」は「無農薬農水産物等」で見る。

[施行日:2013.6.2]第35条

第36条(無農薬農水産物等の表示基準等)①第34条第3項により認証を受けた者は生産したり取り扱う無農薬農水産物等に直接またはその包装等は無農薬、無抗生剤(畜産物または水産物だけ該当する)、活性処理制秘事用(海草類だけ該当する)またはこのような意味の図形や字を表示(以下「無農薬農水産物等標時」という)することができる。この場合包装をしなくて販売したりバラで販売する時には表示版または札に表示することができる。

②無農薬農水産物等の生産方法等に関する情報の表示、その他に表示事項等に関する具体的な事項に関しては第23条第2項および第4項を準用する。この場合「有機表示」は「無農薬農水産物等表示」と見る。

[施行日:2013.6.2]第36条

第5章有機農漁業資材の公示および品質認証

第37条(有機農漁業資材の公示および品質認証)①農林水産部長官は有機農漁業資材が許容物質を使って生産された資材なのかを確認して、その資材の名称、主星明らか、含有量および使用方法等に関する情報を公示することができる。

②農林水産部長官は有機農漁業資材の開発を促進して品質を向上させるために効能が優秀な有機農漁業資材に対し品質認証ができる。

③第1項および第2項により公示または品質認証(以下「公示等」という)をする時には第4項にともなう公示等基準によらなければならない。

④第1項および第2項にともなう公示等をするための公示等の対象および公示等に必要な基準等は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013.6.2]第37条

第38条(有機農漁業資材公示等の申請および審査等)①有機農漁業資材を生産したり輸入して、販売しようとする者が公示等を受けようとする場合には第44条第1項により指定された公示および品質認証機関(以下「公示等機関」という)に第41条第1項により試験研究機関と指定された機関が発給した試験成績書等農林水産食品部令に定める書類をそろえて、申請しなければならない。ただし、次の各号のどれ一つに該当する者は公

示等を申請できない。

1. 第 43 条第 1 項により公示等が取り消しになった日から 1 年が過ぎない者
2. 第 43 条第 1 項または第 49 条第 4 項により販売禁止または公示等の表示除去・停止または使用停止の命令を受けて、その処分期間中にある者
3. 第 60 条により罰金以上の刑を宣告されてその刑が確定された日から 1 年が過ぎない者

②公示等機関は第 1 項にともなう申請を受けた場合第 37 条第 4 項にともなう公示等基準に合うかを審査した後その結果を申請人に知らせて基準に合う場合には公示等を行しなければならない。

③第 2 項にともなう公示等の審査結果に対し異議がある者はその公示等審査をした公示等機関に再審査を申請することができる。

④第 2 項により公示等を受けた者(以下「公示等事業者」という)が公示等を受けた内容を変更する時にはその公示等審査をした公示等機関の長に農林水産食品部令に定めるところにより公示等変更承認を受けなければならない。

⑤その他に公示等の申請、制限、審査、再審査および公示等変更承認等に必要な具体的な手続きと方法等は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 38 条

第 39 条(公示等の有効期間等)①公示等の有効期間は公示等を受けた日から 3 年とする。

②公示等事業者が公示等の有効期間が終わった後にも継続して、公示等を維持しようとする場合にはその有効期間が終わる前まで公示等をした公示等機関に更新申請をして、その公示等を更新しなければならない。ただし、公示等をした公示等機関が廃業、業務停止またはその他のやむをえない理由で更新申請が不可能になった場合には他の公示等機関に申請することができる。

③第 2 項にともなう公示等の更新に必要な具体的な手続きと方法等は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 39 条

第 40 条(公示等事業者の遵守事項)①公示等事業者は公示等を受けた製品を生産したり輸入して、販売した実績を農林水産食品部令に定めるところにより定期的にその公示等審査をした公示等機関の長に知らせなければならない。

②公示等事業者は農林水産食品部令に定めるところにより公示等審査と関連した書類等を保管しなければならない。

[施行日:2013. 6. 2]第 40 条

第 41 条(有機農漁業資材試験研究機関の指定)①農林水産部長官は大学および民間研究所等を有機農漁業資材に対する試験を遂行できる試験研究機関で指定することができる。

②第 1 項により試験研究機関に指定受けようとする者は農林水産食品部令に定める施設および装備をそろえて、農林水産部長官に申請しなければならない。

③農林水産部長官は第 1 項により指定された試験研究機関が次の各号のどれ一つに該

当する場合には試験研究機関の指定を取り消したり 6 ヶ月以内の期間を定めて、その業務の全部または一部の停止を命じることができる。ただし、第 1 号の場合にはその指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法に指定を受けた場合
 2. 故意または重大な過失で次の各目のどれ一つに該当する書類を事実と違うように発給した場合
 - (1) 試験成績書
 - (2) 原剤の理化学的分析および毒性試験成績を書いた書類
 - (3) 農薬活用機資材の理化学的分析等を書いた書類
 - (4) 重金属および理化学的分析結果を書いた書類
 - (5) その他に有機農漁業資材に対する試験・分析と関連した書類
 3. 試験研究機関の指定基準に合わなくなった場合
 4. 試験研究機関に指定を受けた後正当な理由なしで 1 年以内に指定を受けた試験項目に対する試験業務を始めなかったり継続して、2 年以上業務実績がない場合
 5. 業務停止命令を違反して業務を遂行した場合
- ④その他に試験研究機関の指定、指定取り消しおよび業務停止等に関して必要な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 41 条

第 42 条(公示等の表示等)公示等事業者は公示等を受けた有機農漁業資材の包装等に農林水産食品部令に定めるところにより有機農漁業資材公示等を現わす図形または字を表わすことができる。この場合公示等の番号、有機農漁業資材の名称および使用方法等の関連情報を共に表わさなければならない。

[施行日:2013. 6. 2]第 42 条

第 43 条(公示等の取り消し等)①農林水産部長官または公示等機関は公示等事業者が次の各号のどれ一つに該当する場合にはその公示等を取り消したり販売禁止処分ができる。ただし、第 1 号の場合にはその公示等を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で公示等を受けた場合
 2. 第 37 条第 4 項にともなう公示等基準に合わない場合
 3. 正当な理由なしで第 49 条第 4 項ビラにともなう命令に従わない場合
 4. 専業・廃業等によって、有機農漁業資材を生産しにくいと認められる場合
 5. 第 3 項にともなう品質管理地図結果公示等の製品で不適切だと認められる場合
- ②農林水産部長官または公示等機関は第 1 項により公示等を取り消した場合遅滞なしで該当公示等事業者はその事実を知ろうとしてもして、公示等機関は農林水産部長官にもその事実を知ろうとしてもする。
- ③公示等機関の長は直接公示等をした製品に対し品質管理地図をしなければならない。
- ④第 1 項にともなう公示等の取り消し等に必要な具体的な手続きおよび処分の基準、第 3 項にともなう品質管理に関する事項等は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 43 条

第 44 条(公示等機関の指定等)①農林水産部長官は公示等に必要な人材と施設をそろえた者を公示等機関で指定して、有機農漁業資材の公示等をするようにすることができる。

②第 1 項により公示等機関に指定を受けようとする者は農林水産部長官に公示等機関の指定を申請しなければならない。

③第 1 項にともなう公示等機関指定の有効期間は指定を受けた日から 5 年でして、有効期間が終わった後にも有機農漁業資材の公示等の業務を継続しようとする公示等機関は有効期間が終わる前にその指定を更新しなければならない。

④公示等機関は指定を受けた内容が変更された場合には農林水産部長官に変更申告をしなければならない。ただし、農林水産食品部令に定める重要事項を変更する時には農林水産部長官から承認を受けなければならない。

⑤公示等機関の指定基準、指定申請、指定更新および変更申告等に必要な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 44 条

第 45 条(公示等機関の遵守事項) 公示等機関は次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 公示等過程で得た情報と資料を公示等の申請人の書面洞のなしで公開したり提供しないこと。ただし、この法律または他の法律により公開したり提供する場合は除く。
2. 農林水産部長官が要請する時には公示等機関の事務所および施設に対する接近を許したり必要な情報および資料を提供すること
3. 公示等の申請・審査および有機農漁業資材の取り引きに関する資料を農林水産食品部令に定めるところにより保管すること
4. 農林水産食品部令に定めるところにより公示等結果および事後管理結果等を農林水産部長官に報告すること
5. 公示等事業者が公示等基準を遵守するように管理するために農林水産食品部令に定めるところにより公示等事業者に対し不意審査をしてその結果を記録・管理すること

[施行日:2013. 6. 2]第 45 条

第 46 条(公示等業務の休業・廃業) 公示等機関は公示等業務の全部または一部を休業したり廃業しようとする場合には農林水産食品部令に定めるところによりあらかじめ農林水産部長官に申告して、その公示等機関が公示等をして、有効期間が終わらない公示等事業者にはその趣旨を知らせなければならない。

[施行日:2013. 6. 2]第 46 条

第 47 条(公示等機関の指定取り消し等)①農林水産部長官は公示等機関が次の各号のどれ一つに該当する場合には指定を取り消したり 6 ヶ月以内の期間を定めて、その業務の全部または一部の停止を命じることができる。ただし、第 1 号から第 3 号までの場合にはその指定を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法に指定を受けた場合

2. 公示等機関が破産、廃業等によって、公示等業務を遂行できない場合
 3. 業務停止命令を違反して、停止期間中に公示等の業務を遂行した場合
 4. 正当な理由なしで1年以上継続して、公示等業務を遂行しない場合
 5. 故意または重大な過失で第37条第4項にともなう公示等基準に合わない製品に公示等をした場合
 6. 故意または重大な過失で第38条にともなう公示等審査および再審査の処理手続き・方法または第39条にともなう公示等更新の手続き・方法等を守らない場合
 7. 正当な理由なしで第43条第1項にともなう処分をしない場合
 8. 第44条第5項にともなう公示等機関の指定基準に合わなくなった場合
 9. 第50条第2項にともなう是正措置命令や処分に従わない場合
- ②農林水産部長官は第1項により指定取り消しまたは業務停止等の処分をした場合にはその事実を農林水産食品部のインターネット ホームページに掲示しなければならない。
- ③第1項により公示等機関の指定が取り消しになった者は取り消しになった日から2年が過ぎなければまた公示等機関の指定を受けられない。ただし、第1項第2号の理由に該当して、指定が取り消しになった場合を除く。
- ④第1項にともなう行政処分の細部的な基準は違反行為の類型および違反程度等を考慮して、農林水産食品部令に定める。
- [施行日:2013.6.2]第47条

第48条(公示等に関する不正行為の禁止)いずれの者も次の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で第38条にともなう公示等を受けたり第44条第1項により公示等機関に指定を受ける行為
2. 公示等を受けない資材に第42条にともなう有機農漁業資材公示等を現わす表示またはこれと類似の表示(公示等を受けた有機農漁業資材で間違っって認識する恐れがある表示およびこれと関連した外国語または外来語表示を含む)をする行為
3. 公示等を受けた有機農漁業資材に公示等を受けた内容と違うように表わす行為
4. 第38条第1項にともなう公示等の申請に必要な書類を虚偽で発給する行為
5. 第2号または第3号の行為にともなう資材であることを分かってもその資材を販売する行為または販売する目的で保管・運んだり陳列する行為
6. 公示等が取り消しになった資材であることを分かっても公示等を受けた有機農漁業資材で販売する行為
7. 公示等を受けない資材を公示等を受けた有機農漁業資材で広告を出したり公示等を受けた有機農漁業資材で間違っって認識できるように広告を出す行為または公示等を受けた有機農漁業資材を公示等を受けた内容と違うように広告を出す行為
8. 許容物質でない物質または第37条第4項にともなう公示等基準で許さない物質等を有機農漁業資材に混ぜて入れる行為

[施行日:2013.6.2]第48条

第 49 条(有機農漁業資材および公示等事業者の事後管理)①農林水産部長官は必要と認める場合には農林水産食品部令に定めるところにより所属公務員にとって公示等を受けた有機農漁業資材に対する市販品調査をするようにしたり公示等事業者の事業場で有機農漁業資材の生産・流通過程を確認して、第 37 条第 4 項にともなう公示等基準に合うのかどうかを調査するようにすることができる。この場合試料を無償で提供されて検査したり資料提出等を要求することができる。

②第 1 項により調査をする時にはあらかじめ調査の一時、目的、対象等を関係人に知らせなければならない。ただし、緊急な場合やあらかじめ知るだろうならばその目的を達成できないと認められる場合にはそうでない。

③第 1 項により調査をしたり資料提出を要求する場合公示等事業者は正当な理由なしで拒否・邪魔したり忌避してはならない。

④農林水産部長官は第 1 項にともなう調査をした結果第 37 条第 4 項にともなう公示等基準または第 42 条にともなう公示等の表示事項等を違反したと判断した時には公示等事業者または有機農漁業資材の流通業者に該当有機農漁業資材の販売禁止、公示等の表示除去・停止・変更または使用停止、その他に必要な措置を命じることができる。この場合該当公示等をした公示等機関に必要な措置をするように要請することができる。

⑤第 4 項後段により要請を受けた公示等機関は特別な事情がない限りこれに従わなければならない

⑥第 4 項にともなう処分の具体的な基準等に関して必要な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 49 条

第 50 条(公示等機関の事後管理)①農林水産部長官は所属公務員にとって公示等機関が第 38 条により公示等業務を適切に遂行するのか、第 44 条第 5 項にともなう公示等機関の指定基準に合うのか、第 45 条にともなう公示等機関の遵守事項を守るかを調査するようにすることができる。

②農林水産部長官は第 1 項にともなう調査結果公示等機関が次の各号のどれ一つに該当する場合には是正措置を命じたり第 47 条により指定取り消しまたは業務停止処分をすることができる。

1. 第 38 条により公示等業務を適切に遂行しない場合
2. 第 44 条第 5 項にともなう指定基準に合わない場合
3. 第 45 条にともなう公示等機関の遵守事項を守らない場合

[施行日:2013. 6. 2]第 50 条

第 51 条(公示等機関等の継承)①次の各号のどれ一つに該当する者は公示等事業者または公示等機関の地位を継承する。

1. 公示等事業者が死亡した場合その有機農漁業資材を継続して、生産したり輸入して、販売しようとする相続人
2. 公示等事業者や公示等機関が事業を譲渡した場合その譲受人
3. 公示等事業者や公示等機関が合併した場合合併後存続する法人や合併で設立される

方法の

②第 1 項により公示等事業者の地位を継承した者は公示等審査をした公示等機関の長（その公示等機関の指定が取り消しになった場合には農林水産部長官をいう）にその事実を申告しなければならない。公示等機関の地位を継承した者は農林水産部長官にその事実を申告しなければならない。

③第 1 項にともなう地位の継承がある時には従来の公示等機関または公示等事業者にある第 43 条第 1 項または第 47 条第 1 項にともなう行政処分の効果はその処分期間内にその地位を継承した者に継承されながら、行政処分の手続きが進行中である時にはその地位を継承した者に対しその手続きをずっと進行することができる。

④第 2 項にともなう申告に必要な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013.6.2]第 51 条

第 52 条（「農薬管理法」等の適用排除）①公示等を受けた有機農漁業資材に対しは「農薬管理法」第 8 条および第 17 条、「肥料管理法」第 11 条および第 12 条にもかかわらず「農薬管理法」にともなう農薬でも「肥料管理法」にともなう肥料で登録したり申告しないこともある。

②有機農漁業資材を生産したり輸入して、販売しようとする者が公示等を受けた時には「農薬管理法」第 3 条にともなう登録をしないこともある。

[施行日:2013.6.2]第 52 条

第 6 章補則

第 53 条（認証管理情報システムの構築・運営）①農林水産部長官は次の各号の業務を遂行するために認証管理情報システムを構築・運営することができる。

1. 認証機関指定・登録, 認証現況, 輸入証明書管理等に関する業務
2. 認証品等に関する情報の収集・分析および管理業務
3. 認証品等の事業者目録および生産, 製造・加工または取り扱い関連情報提供
4. 認証受けた者の声明, 連絡先等消費者に認証品等の信頼度を高めるために必要な情報提供
5. 認証基準違反品の流通遮断のための認証取り消し等の情報公表

②第 1 項にともなう認証管理情報システムの構築・運営に必要な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013.6.2]第 53 条

第 54 条（認証制度活性化支援）①農林水産部長官は認証制度活性化のため、次の各号の事項を推進しなければならない。

1. この法にともなう認証制度の広報に関する事項
2. 認証制度運営に必要な教育・訓練に関する事項
3. この法にともなう認証品の生産, 製造・加工または取り扱い計画書の見本文書開発および普及に関する事項

②農林水産部長官は次の各号の一つに該当する者に予算の範囲で品質管理体制構築または技術支援および教育・訓練事業等に必要な資金を支援することができる。

1. 農漁民または民間団体
2. 製品等の認証事業者, 公示等事業者, 認証機関または公示等機関
3. 認証制度関連教育過程運営者
4. 認証品等の生産, 製造・加工または取り扱い関連標準モデル開発および技術支援事業者

[施行日:2013. 6. 2]第 54 条

第 55 条(優先購買)①農林水産部長官または地方自治体の長はこの法にともなう認証品の購買を促進するために公共機関(「公共機関の運営に関する法律」第 4 条にともなう公共機関をいう。以下移調で同じだ)の長および農漁業関連団体の長等にその認証品を優先購買するように要請することができる。

②国家または地方自治体はこの法にともなう認証品の消費促進のために第 1 項により優先購買をする公共機関および農漁業関連団体等に予算の範囲で財政支援をする等必要な支援ができる。

[施行日:2013. 6. 2]第 55 条

第 56 条(手数料)①次の各号のどれ一つに該当する者は手数料を農林水産部長官や該当認証機関または公示等機関に納付しなければならない。

1. 第 20 条第 1 項または第 34 条第 3 項により認証を受けようとする者
2. 第 21 条第 2 項(第 34 条第 4 項で準用する場合を含む)により認証を更新しようとする者
3. 第 21 条第 3 項(第 34 条第 4 項で準用する場合を含む)により認証の有効期間を延長受けようとする者
4. 第 38 条第 1 項により公示等を受けようとする者
5. 第 39 条第 2 項により公示等を更新しようとする者

②次の各号のいずれか一つに該当する者は手数料を農林水産部長官に納付しなければならない。

1. 第 25 条により同等性を認められようとする外国の政府または認証機関
2. 第 26 条または第 35 条により認証機関に指定受けたり認証機関指定を更新しようとする者
3. 第 44 条により公示等機関に指定受けたり公示等機関指定を更新しようとする者

③第 1 項および第 2 項にともなう手数料の金額, 納付方法および納付期間等に必要な事項は農林水産食品部令に定める。

[施行日:2013. 6. 2]第 56 条

第 57 条(聴聞等)①農林水産部長官は第 29 条第 1 項(第 35 条第 2 項で準用する場合を含む)または第 47 条第 1 項により認証機関または公示等機関の指定を取り消そうとする場合は聴聞をしなければならない。

②認証機関または公示等機関が第 24 条第 1 項(第 34 条第 4 項で準用する場合を含む)または第 43 条第 1 項により認証や公示等を取り消そうとする場合には該当事業者に意見提出の機会を与えなければならない。

③第 2 項にともなう意見提出の機会を与える時には「行政手続き法」第 22 条第 4 項から第 6 項までおよび第 27 条を準用する。この場合「行政庁」は「認証機関」または「公示等機関」と見る。

[施行日:2013.6.2]第 57 条

第 58 条(権限の委任または委託)①この法にともなう農林水産部長官の権限または業務はその一部を大統領令に定めるところにより農村振興庁長,山林庁長,市・道知事または農林水産食品部所属機関の長に委任したり,「科学技術分野政府外郭研究機関等の設立・運営および育成に関する法律」により設立された韓国食品研究員の院長または民間団体の職人や「高等教育法」第 2 条にともなう学校の長に委託することができる。

②第 1 項により委任を受けた農林水産食品部所属機関の長または農村振興庁長はその委任された権限の一部または全部を所属機関の長に再委任したり民間団体に再委託することができる。

[施行日:2013.6.2]第 58 条

第 59 条(罰則適用市議公務員議題等)次の各号のどれ一つに該当する人は「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定にともなう罰則を適用する時には公務員と見る。

1. 第 26 条第 1 項または第 35 条第 1 項により認証業務に従事する認証機関の役職員
2. 第 44 条第 1 項により公示等業務に従事する公示等機関の役職員
3. 第 26 条第 4 項または第 58 条により委託を受けた業務に従事する機関,団体,法人または「高等教育法」第 2 条にともなう学校の役職員

[施行日:2013.6.2]第 59 条

第 7 章罰則等

第 60 条(罰則)①次の各号のどれ一つに該当する者は 3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 26 条第 1 項または第 35 条第 1 項により認証機関の指定を受けなくて認証業務を遂行したり第 44 条第 1 項により公示等機関の指定を受けなくて公示等業務を遂行した者
2. 第 26 条第 3 項(第 35 条第 2 項で準用する場合を含む)により認証機関指定の有効期間が過ぎたのに認証業務を遂行したり第 44 条第 3 項により公示等機関指定の有効期間が過ぎたのに公示等業務を遂行した者
3. 第 29 条第 1 項(第 35 条第 2 項で準用する場合を含む)により認証機関の指定取り消し処分を受けたのに認証業務を遂行したり第 47 条第 1 項により公示等機関の指定取り消し処分を受けたのに公示等業務を遂行した者
4. 第 30 条第 1 号(第 34 条第 5 項で準用する場合を含む)または第 48 条第 1 号を違反し

て、虚偽やその他の不正な方法で認証を受けたり認証機関に指定を受けた者または有機農漁業資材の公示等を受けたり公示等機関に指定を受けた者

5. 第30条第2号(第34条第5項で準用する場合を含む)を違反して、認証を受けない製品に認証表示またはこれと類似の表示等をしたり認証品で間違って認識する恐れがある表示およびこれと関連した外国語または外来語表示等をした者
6. 第48条第2号を違反して、公示等を受けない資材に公示等の表示またはこれと類似の表示をしたたり公示等を受けた有機農漁業資材で間違って認識する恐れがある表示およびこれと関連した外国語または外来語表示等をした者
7. 第30条第3号(第34条第5項で準用する場合を含む)または第48条第3号を違反して、認証品または公示等を受けた有機農漁業資材に認証または公示等を受けた内容と違うように表示をした者
8. 第30条第4号(第34条第5項で準用する場合を含む)または第48条第4号を違反して、認証または公示等を受けるのに必要な書類を虚偽で発給した者
9. 第30条第5号(第34条第5項で準用する場合を含む)を違反して、認証品に認証を受けない製品等を混ぜて、販売したり混ぜて、販売する目的で保管、運搬または陳列した者
10. 第30条第6号(第34条第5項で準用する場合を含む)を違反して、認証を受けない製品に認証表示やこれと類似の表示をしたことを分かったり認証品に認証を受けた内容と違うように表わしたことを分かっても認証品で販売したり販売する目的で保管、運搬または陳列した者
11. 第48条第5号を違反して、公示等を受けない資材に公示等の表示やこれと類似の表示をしたことを分かったり公示等を受けた有機農漁業資材に公示等を受けた内容と違うように表わしたことを分かっても公示等を受けた有機農漁業資材で販売したり販売する目的で保管、運搬または陳列した者
12. 第30条第7号(第34条第5項で準用する場合を含む)または第48条第6号を違反して、認証が取り消しになった製品または公示等が取り消しになった資材であることを分かっても認証品または公示等を受けた有機農漁業資材で販売した者
13. 第30条第8号(第34条第5項で準用する場合を含む)を違反して、認証を受けない製品を認証品で広告を出したり認証品で間違って認識できるように広告を出したり認証を受けた内容と違うように広告を出した者
14. 第48条第7号を違反して、公示等を受けない資材を公示等を受けた有機農漁業資材で広告を出したり公示等を受けた有機農漁業資材で間違って認識できるように広告を出したり公示等を受けた内容と違うように広告を出した者
15. 第48条第8号を違反して、許容物質でない物質や第37条第4項にともなう公示等基準で許さない物質等を有機農漁業資材に混ぜて入れた者

②次の各号のどれ一つに該当する者は1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第29条(第35条第2項で準用する場合を含む)または第47条にともなう認証または公示等業務の停止期間中に認証または公示等業務を遂行した者
2. 第31条第4項(第34条第5項で準用する場合を含む)または第49条第4項にともなう認証品または公示等を受けた有機農漁業業者材の表示除去・停止・変更または販売禁止、細部表示事項の変更等の命令に従わない者

[施行日:2013. 6. 2]第 60 条

第 61 条(両罰規定)法人の代表者や法人または個人の代理人, 使用人, その他の従業員がその法人または個人の業務に関して, 第 30 条(第 34 条第 5 項で準用する場合を含む)または第 48 条各号のどれ一つに該当する違反行為をすればその行為者を罰する他にその法人または個人にも該当弔問の罰金刑を科する。ただし, 法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して, 相当な注意と監督を怠らない場合にはそうでない。
[施行日:2013. 6. 2]第 61 条

第 62 条(過怠金)①次の各号のどれ一つに該当する者には 500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

1. 第 20 条第 5 項(第 34 条第 4 項で準用する場合を含む)または第 38 条第 4 項を違反して, 該当認証機関または公示等機関の長から承認を受けなくて認証受けた内容または公示等を受けた内容を変更した者
2. 第 22 条第 1 項(第 34 条第 4 項で準用する場合を含む)または第 40 条第 1 項を違反して, 認証品または公示等を受けた有機農漁業資材の生産, 製造・加工または取り扱い実績を農林水産部長官, 該当認証機関または公示等機関の長に知らせない者
3. 第 22 条第 2 項(第 34 条第 4 項で準用する場合を含む), 第 27 条第 3 号または第 5 号(第 35 条第 2 項で準用する場合を含む), 第 40 条第 2 項, 第 45 条第 3 号または第 5 号を違反して, 関連書類・資料等を記録・管理しなかったり保管しない者
4. 認証を受けない事業者が認証品の包装を解体して, 再包装した後第 23 条第 1 項または第 36 条第 1 項にともなう表示をした者
5. 第 23 条, 第 36 条または第 42 条にともなう表示基準を違反した者
6. 第 26 条第 5 項(第 35 条第 2 項で準用する場合を含む)または第 44 条第 4 項を違反して, 変更事項を申告しなかったり重要事項を承認を受けなくて変更した者
7. 第 27 条第 4 号(第 35 条第 2 項で準用する場合を含む)または第 45 条第 4 号を違反して, 認証結果または公示等結果および事後管理結果等報告をしなかったり虚偽で報告をした者
8. 第 28 条(第 35 条第 2 項で準用する場合を含む)または第 46 条を違反して, 申告しなくて認証業務または公示等業務の全部または一部を休業したり廃業した者
9. 正当な理由なしで第 31 条第 1 項(第 34 条第 5 項で準用する場合を含む), 第 32 条第 1 項(第 34 条第 5 項で準用する場合を含む), 第 49 条第 1 項または第 50 条第 1 項にともなう調査を拒否・邪魔したり忌避した者
10. 第 33 条(第 34 条第 5 項で準用する場合を含む)または第 51 条を違反して, 認証機関または公示等機関や認証事業者または公示等事業者の地位を継承してもその事実を申告しない者

②第 1 項にともなう過怠金は大統領令に定めるところにより農林水産部長官, 市・道知事が賦課・徴収する。

[施行日:2013. 6. 2]第 62 条

付則<第 11459 号, 2012. 6. 1>

第 1 条(施行日)この法律は公布後 1 年が経過した日から施行する。ただし、第 25 条の改正規定は 2014 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条(低農薬農産物の有効期間等に関する経過措置)①この法施行当時従来の「親環境農業育成法」(法律第 9623 号親環境農業育成法一部改正法律により改正される前の法律をいう。以下この条で同じ)第 17 条により認証を受けた低農薬農産物に対しは従来の「親環境農業育成法」第 17 条の 4 により認証の有効期間を延長することができる。ただし、認証の有効期間をずっと延長してもその有効期間は 2015 年 12 月 31 日までとする。

②第 1 項により認証の有効期間を延長した低農薬農産物に対する認証の表示, 継承, 報告, 罰則等は従来法律の規定に従う。

第 3 条(認証事業者および認証機関等に関する経過措置)①この法施行当時従来の規定, 従来の「食品産業振興法」(この法付則第 6 条第 1 項により改正される前のことをいう。以下同じ)または従来の「農水産物品質管理法」(この法付則第 6 条第 2 項により改正される前のことをいう。以下同じ)により認証または公示等を受けた事業者は第 20 条, 第 34 条または第 37 条により認証または公示等を受けた事業者で見える。この長合認証または公示等の有効期間はこの法の改正規定にもかかわらず, 従来の規定, 従来の「食品産業振興法」または従来の「農水産物品質管理法」により付与された有効期間とする。

②この法施行当時従来の規定または従来の「食品産業振興法」により指定を受けた認証機関または公示等機関は第 26 条第 1 項, 第 35 条第 1 項または第 44 条第 1 項により指定を受けた認証機関または公示等機関と見る。ただし, 該当認証機関または公示等機関の認証業務または公示等業務の範囲は当初指定を受けた範囲で限定するものの, その有効期間はこの法の改正規定にもかかわらず, 従来の規定または従来の「食品産業振興法」により付与された有効期間とする。

③この法施行当時従来の規定により有機農漁業資材公示等の有効期間延長を申請したことに対しは従来の規定に従う。

④従来の第 17 条または従来の「食品産業振興法」第 23 条または従来の「農水産物品質管理法」第 21 条にともなう親環境農産物, 有機加工食品または親環境水産物の認証基準は第 19 条第 2 項および第 34 条第 2 項にともなう認証基準または第 37 条第 4 項にともなう公示等基準として見る。

第 4 条(処分等に関する一般的経過措置)が法施行前に従来の規定または従来の「食品産業振興法」により行った処分・手続きやその他の行政機関の行為と行政機関に対する行為はそれに(彼に)該当するこの法にともなう処分・手続きや行政機関の行為または行政機関に対する行為と見る。

第 5 条(行政処分および罰則等に関する経過措置)が法施行前の行為に対し行政処分または罰則や過怠金を適用する時には従来の規定または従来の「食品産業振興法」に従う。

第 6 条(他の法律の改正)①法律第 10889 号食品産業振興法一部改正法律一部を次の通り改正する。

第 2 条第 5 号を削除する。

第 5 条第 2 項第 5 号を次の通りとする。。

5. 伝統食品品質認証に関する事項

第 23 条を削除する。

第 24 条第 1 項本文中「第 20 条第 1 項にともなう食品の産業標準認証, 第 22 条第 1 項にともなう伝統食品の品質認証および第 23 条第 1 項にともなう有機加工食品の認証」を「第 20 条第 1 項にともなう食品の産業標準認証および第 22 条第 1 項にともなう伝統食品の品質認証」ウで, 「第 22 条第 2 項および第 23 条第 3 項」を「第 22 条第 2 項」とする。

第 25 条第 2 号中「第 20 条第 1 項にともなう食品の産業標準認証, 第 22 条第 1 項にともなう伝統食品の品質認証または第 23 条第 1 項にともなう有機加工食品の認証」を「第 20 条第 1 項にともなう食品の産業標準認証または第 22 条第 1 項にともなう伝統食品の品質認証」でして, 同じ組第 3 号中「伝統食品や有機加工食品で」を「優秀食品で」とする。

第 27 条第 1 項第 2 号および第 4 号を各々削除する。

第 29 条第 1 号の 2 および第 2 号中「第 22 条第 2 項や第 23 条第 3 項」を各々「第 22 条第 2 項」とする。

第 32 条第 2 号を次の通りとする。

2. 「親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律」第 19 条第 1 項により有機食品等認証を受けた製品および同じ法第 34 条第 1 項により無農薬農水産物等認証を受けた製品

第 33 条第 1 項第 2 号および第 4 号の 3 を各々削除して, 同じ港第 7 号を次の通りとする。。

7. 「親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律」第 19 条第 1 項により有機食品等認証を受けた製品および同じ法第 34 条第 1 項により無農薬農水産物等認証を受けた製品

②法律第 10885 号農水産物品質管理法全部改正法律一部を次の通り改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号および第 6 号を各々削除する。

第 4 条第 2 号中「水産物品質認証・親環境水産物認証」を「水産物品質認証」とする。

第 2 章第 4 節(第 20 条から第 23 条まで)を削除する。

第 29 条第 1 項中「品質認証品, 親環境水産物認証品」を各々「品質認証品」でして, 同じ組第 2 項第 4 号を削除する。

第 30 条第 1 項各号以外の部分および第 31 条第 1 項各号以外の部分中「品質認証品, 親環境水産物認証品」を各々「品質認証品」とする。

第 113 条第 6 号を削除する。

第 114 条第 1 項第 5 号を削除して, 同じ港第 7 号中「品質認証品・親環境水産物認証品」を「品質認証品」とする。

第 119 条第 1 号中「品質認証品, 親環境水産物認証品」を各々「品質認証品」として, 同じ条の第 2 号 4 目を削除する。

③伝統酒等の産業振興に関する法律一部を次の通り改正する。

第 2 条第 8 号中「「食品産業振興法」第 23 条にともなう有機加工食品認証」を「「親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律」第 19 条にともなう有機食品等の認証」とする。

第 21 条第 2 項中「「食品産業振興法」を「「親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律」」とする。

④食品安全基本法一部を次の通り改正する。

第2条第5号中「親環境農業育成法」を「親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律」とする。

⑤キムチ産業振興法一部を次の通り改正する。

第24条第1項第3号を削除して、同じ条第5号を次の通りとする。

5. 「親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律」第19条第1項により有機食品等認証を受けた製品および第34条第1項により無農薬農水産物等認証を受けた製品

⑥済州特別自治道設置および国際自由都市造成のための特別法一部を次の通り改正する。

第204条第1項各号以外の部分中「親環境農業育成法」第6条および第7条を「親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律」第7条および第8条とする。

⑦租税特例制限法一部を次の通り改正する。

第105条第1項第5号4目を次の通りとする。

四. 「親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律」にともなう有機農漁業資材として大統領令に定めること

⑧司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律一部を次の通り改正する。

第5条第28号3目および第6条第25号3目中「親環境農業育成法」を各々「親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律」とする。

⑨米加工産業育成および米利用促進に関する法律一部を次の通り改正する。

第24条第1項第3号を次の通りとする。

3. 「親環境農漁業育成および有機食品等の管理・支援に関する法律」第19条第1項により有機食品等認証を受けた製品および第34条第1項により無農薬農水産物等認証を受けた製品

第7条(他の法令との関係)が法施行当時他の法令で従来の「親環境農業育成法」またはその規定を引用した場合にこの法の中でそれに該当する規定があれば従来の規定を替えて、この法またはこの法の該当規定を引用したものと見る。

親環境農漁業育成及び有機食品などの
管理・支援に関する法律についての
施行規則改正案

2012. 11. 20

農林水産食品部
(新環境農業課)

1. 改正理由

親環境農漁業と有機食品産業を体系的に育成、支援するために「親環境農業育成法」、「農水産物品質管理法」、「食品産業振興法」にそれぞれ規定されている環境認証制度を統合して「親環境農漁業の育成及び有機食品などの管理・支援に関する法律」に完全に改正するのに伴い、法で委任された事項を定める一方で、その他現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完しようとするものである。

2. 主な内容

ガ)「親環境農業育成法」を「親環境農漁業の育成及び有機食品などの管理・支援に関する法律」に改正

ナ) 有機食品など、無農薬農水産物などまたは有機農業資材の生産、製造・加工または取扱いの過程で使用可能な許可物質と選定基準及び手続き等を定める（案第2条、別表1、別表2）

ダ) 有機食品などの認証対象を定める（案第7条）

1) 有機農水産物：農産物（林産物を含む）、畜産物、水産物（養殖水産物に限る）

2) 有機加工食品：有機農水産物を原料または材料にして製造・加工された食品

ラ) 有機食品などの生産、製造・加工または取扱いに必要な認証基準を定める（案第8条、別表3）

マ) 有機食品などの認証機関の業務を定める（案第9条）

1) 有機農産物（林産物を含む）、有機畜産物、その有機加工食品と取扱者：国立農産物品質管理院

2) 有機水産物、その有機加工食品と取扱者：農林水産検疫検査本部

3) 有機畜産物、有機水産物、その有機加工食品と取扱者：認証機関

バ) 認証事業者の遵守事項を新設する（案第16条）

1) 認証事業者は、毎年1月20日まで前年度の認証品の生産、製造、加工または取扱い実績を国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長または認証機関に提出するか、認証管理情報システムに登録

2) 認証を受けた者は、認証に関連する資料や文書を作成し、年度から2年間保管

サ) 有機加工食品の相互同等性認定関連（案第19条～中第22条）

1) 同等性認定に必要な許可物質、認証基準及び審査手続きの基準などを定める

2) 同等性認定を受けようとする外国政府機関は国立農産物品質管理院長に申請するように手続きを設ける

3) 同等性認定を受けた外国の政府機関は、認証された製品であることを証明書または取引証明書にて保証すること

ア) 有機食品などの認証機関の指定等関連（案第25条～中第32条）

- 1) 認証機関を指定する場合は、毎年1月31日までに指定の申請期間などの指定に関する事項を公告
 - 2) 認証業務に必要な専門組織、人材、施設及び認証業務規定等の認証機関の指定基準を定める
 - 3) 認証機関の業務範囲、業務規定等重要事項変更時には、国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長の承認を受けるようにする
 - 4) 認証機関は、認証申請に係る各種書類などを3年間設置・保管するようにする認証機関等の遵守事項を新設
 - 5) 認証機関が認証業務の全部または一部を休業または廃業する場合には、国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長に事前申告するようにする
- ジャ) 認証品と認定事業者に対する定期調査、特定事業者に対する抜き打ち調査、特別調査などの事後管理の調査規定の新設（案第34条）
- チャ) 有機農業資材の公示等対象と基準を定める（案第42条、別表12）
- 1) 有機農業資材公示等対象：土壌改良と作物生育、病虫害管理など
 - 2) 有機農業資材の公示及び品質認証基準：共通基準、公示基準及び品質認証基準
- カ) 公示等事業者の遵守事項を新設（案第47条）
- 1) 公示等事業者は、有機農業資材の生産・輸入及び販売実績を半期ごとに翌月10日まで公示等機関に提出
 - 2) 有機農業資材の公示等、申請等に関する資料や書類を3年間設置・保管することとする
- タ) 有機農業資材試験研究機関の指定基準及び申請等の関連（案第48条～中第51条）
- 1) 試験研究機関の指定に必要な基準と指定申請等に必要な事項を定める
 - 2) 試験研究機関に対する再評価周期を4年に定める
 - 3) 試験研究機関の指定取り消し、業務停止などの行政処分の基準を設ける
- パ) 公示及び品質認証機関の指定基準、申請関連など（案第55条～中第61条）
- 1) 公示等機関の指定のための組織、人員、設備、機器、業務規定等の基準を定める
 - 2) 公示等機関を指定する場合は、毎年1月31日までに指定の申請期間などの指定に関する事項を公告する
 - 3) 公示等機関の業務規定、認証分野の変更時には、農村振興庁長の承認を受けること
 - 4) 公示等の申請、審査などに関連する各種書類などを3年間設置・保管することとする
 - 5) 公示等機関が公示等の業務の全部または一部を休業または廃業する場合には、農村振興庁長に事前申告するようにする
- ハ) 有機農業資材及び公示等事業者の市販品調査・流通点検を農村振興庁長または国立農産物品質管理院長が行うようにする（案第63条）
- コ) 認証業務の効率的な管理などのために、認証管理情報システムを構築・運営することができる根拠を用意（案第66条）

3. 参考事項

ガ) 関係法令：省略

ナ) 予算措置：別途措置は不要

ダ) 合意：企画財政部、保健福祉部などによって合意された

ラ) その他：

農林水産食品部令 第 号

親環境農業育成法施行規則全部改正令（案）

親環境農業育成法施行規則の全部を次のように改正する。

親環境農漁業の育成及び有機食品などの管理・支援に関する法律施行規則改正案

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、「親環境農漁業の育成及び有機食品などの管理・支援に関する法律」及び同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（許可物質）

- ①「親環境農漁業の育成及び有機食品などの管理・支援に関する法律」（以下「法」という）第2条第7号で「農林水産食品部令で定める物質」は、別表1のとおりである。
- ②第1項の規定による許可物質の選定基準及び手続きは、別表2のとおりである。

第2章 親環境農漁業の育成・支援

第3条（親環境農漁業育成計画に含まれるべき事項）法第7条第2項第11号にて「農林水産食品部令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

1. 農地の保全・改良と肥沃度の維持・増進方案
2. 農漁業用水の水質などの農漁業環境の管理方案
3. 病虫害の親環境的管理方案
4. 環境配慮型農漁業資材の開発及び普及と廃農漁業資材の活用方案
5. 農水産副産物及び畜産糞尿などの資源化並びに適正処理方案
6. 有機食品などまたは親環境農水産物の品質管理方案
7. 有機食品などまたは親環境農水産物の輸出・輸入に関する事項
8. 林業の親環境的育成方案
9. 国内親環境農漁業の基準と目標に関する事項
10. その他、農林水産食品部長官が親環境農漁業の発展のために必要と認める事項

第4条（農漁業資源と農漁業環境の実態調査及び評価）

①農村振興庁長・山林庁長・国立水産科学院長及び地方自治体の長は、法第11条第1項の規定により、農漁業資源と農漁業環境の実態調査及び評価（以下「実態調査及び評価」という）

をしようとする場合には、項目別の調査及び評価方法、調査及び評価時期、調査及び評価周期など、調査及び評価に必要な計画を樹立し、これに伴い、実態調査及び評価をしなければならない。

②地方自治体の長は、農村振興庁長・山林庁長または国立水産科学院長が実施する実態調査及び評価に積極的に協力しなければならない、第1項の規定による実態調査及び評価を実施した場合には、その結果を農村振興庁長・山林庁長または国立水産科学院長に提出しなければならない。

③農村振興庁長・山林庁長及び国立水産科学院長は、第1項の規定による実態調査及び評価結果と、第2項の規定により提出された実態調査及び評価結果の活用のための農漁業環境資源情報体系を構築しなければならない。

第5条（実態調査・評価機関）

法第11条第2項で「農林水産食品部令に定める者」とは、次の各号の者をいう。

1. 国立環境科学院
2. 「韓国農漁村公社及び農地管理基金法」による韓国農漁村公社
3. 「政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」に基づく韓国農村経済研究院や韓国海洋水産開発院
4. 「農村振興法」による農業技術実用化財団
5. その他、農林水産食品部長官が指定する親環境農漁業関連団体・研究機関または調査会社

第6条（調査公務員の証票）

①法第12条第3項、法第49条第1項及び法第50条第1項の規定による調査公務員の証票は、それぞれ別紙第1号書式及び別紙第2号書式のとおりである。

②法第31条第1項及び法第32条第1項の規定による調査公務員の証票は、別紙第3号書式のとおりである。

第3章 有機食品などの認証と管理

第1節 有機食品などの認証及び認証手続きなど

第7条（有機食品などの認証対象）

①法第19条第2項の規定による有機食品などの認証対象は、次の各号のとおりである。

1. 次の各号に該当する認証品を生産する者
ガ）有機農水産物：農産物（林産物を含む）・畜産物・水産物（養殖水産物に限る）

ナ) 有機加工食品：有機農水産物を原料または材料にして製造・加工された食品

2. 第1号に該当する認証品を扱う者

②第1項の規定による認証対象の詳細については、国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）が定め公示するが、農産物・畜産物と水産物が使用された加工食品及びその取扱いは、国立農産物品質管理院長が農林水産検疫検査本部長と協議して定める。

第8条（有機食品などの認証基準）

①法第19条第2項の規定による有機食品などの生産、製造・加工または取扱いに必要な認証基準は、別表3のとおりである。

②第1項の規定による認定基準の詳細については、国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）が定め告示する。

第9条（有機食品などの認証申請）

法第20条第1項の規定により有機食品などの認証を受けようとする者は、別紙第4号書式または別紙第5号書式の認証申請書に次の各号の書類を添付して、国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）、農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）または法第26条第1項の規定により認証機関として指定を受けた者（以下「認証機関」という）に提出しなければならない。

1. 別紙第6号書式、別紙第7号書式、別紙第8号書式の認証品の生産計画書または別紙第9号書式の認証品の製造・加工及び取扱い計画書
2. 別表4の経営関連資料
3. 認証申請したところの境界面を表示した地図
4. 生産・取扱いに関する作業場の構造と用途を記載した図面（作業場がある場合に限る）

第10条（有機食品などの認証審査の手続きなど）

①国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関は、第9条の規定による認証の申請を受けたり、第15条の規定による認証の更新申請または有効期間の延長の申請を受けたときは、10日以内に審査の計画を立てて申請者に審査日程と認証審査員名簿を知らせ、その計画に沿って審査をしなければならない。

②法第20条第6項の規定による認証審査の手順と方法は、次の各号の通りである。

1. 書類審査：認証を受けようとする者が第9条の規定により提出された書類が、第8条の規定による認証基準に適合しているか審査
2. 現場審査：認証を受けようとする現場（施設を含む）を訪問し、第8条の規定による認証基準に適合しているか審査

③第2項の規定による認証審査の手順と方法の詳細は、国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）が定めて告示する。

第11条（再審査の申請など）

①法第20条第4項の規定により再審査を受けようとする者は、不適合通知を受けた日から7日以内に、1回に限り、別紙第10号書式の再審査申請書に再審査申請事由を証明する資料を添付して、その認証審査を実施した国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関に提出しなければならない。

②再審査の手順と方法は、第10条の規定を準用する。ただし、再審査は、再審査を申請した項目に限って実施するが、追加の審査が不要な場合には、最初の認証審査した資料をもって、その審査結果を判定することができる。

第12条（証明書の発行）

①国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関は、次の各号の申請を受けたときは、それぞれ認証審査、再審査、認証更新審査または有効期間の延長審査を実施し、第8条の規定による認証基準に適合する場合、別紙第11号書式または第12号書式の証明書を発行しなければならない。

1. 第9条の規定による認証申請
2. 第11条第1項の規定による再審査申請
3. 第15条の規定による認証の更新または認証の有効期間の延長申請

②国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関は、第1項の規定により認証を受けた事業者は、取引品目、取引量などの取引履歴が記載された別紙第13号書式の取引証明書を発行することができる。

第13条（認証の変更の承認等）

①法第20条第5項の規定による認証変更の承認対象は、次の各号の通りである。

1. 認証項目を変更しようとする場合
2. 認証事業場の規模を縮小しようとする場合
3. 認証事業者の住所、企業名などの証明書の記載事項を変更しようとする場合

②法第20条第6項の規定により認証を受けた内容を変更しようとする認証事業者は、別紙第14号書式の認証変更申請書を、当該認証をした国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関に提出しなければならない。

③国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関は、第2項の規定による認証の変更申請書を受けるときは、変更事項を確認した後、別紙第11号書式または第12号書式の証明書を発行しなければならない。

第14条（証明書の再発行）

第12条第1項の規定により、証明書の発行を受けた者がその証明書を紛失したり、破損して使えなくなったときは、その理由書を、その証明書を発行した国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関に提出して証明書を再発行することができる。この際、証明書を破損して再発行を受けようとするときは、その破損した証明書を添付しなければならない。

第15条（認証の更新など）

①法第21条第4項の規定により認証更新及び認証品の認証の有効期間を延長しようとする者は、その認証をした国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関に対し、有効期間終了日の3ヶ月前までに、別紙第4号書式または第5号書式の認証更新または認証の有効期間の延長申請書に次の各号の書類を添付して提出しなければならない。

1. 別紙第6号書式、別紙第7号書式、別紙第8号書式の認証品の生産計画書または別紙第9号書式の認証品の製造・加工及び取扱い計画書
2. 別表4の経営関連資料
3. 認証申請箇所の境界面を表示した地図（変更がある場合に限る）
4. 生産・取扱いに関する作業場の構造と用途を記載した図面（作業場がある場合で変更がある場合に限る）

②認証をした認証機関が法第29条の規定により認証機関の指定取り消しなどの処分を受け、認証業務を行うことができない場合には、国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）、農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）または同じ種類の認証業務範囲を持つ他の認証機関に第1項の規定による認証を更新もしくは認証の有効期間の延長申請書を提出することができる。

③国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関は、認証の有効期間終了日の4ヶ月前までに、認証を受けた者に対して頻繁に更新・延長手続きとその期限までに更新・延長を受けなければならないという事実をあらかじめ知らせなければならない。

④第3項の規定による通知は、携帯電話のテキストメッセージ、電子メール、ファックス、電話または文書などにて行うことができる。

第16条（認証事業者の遵守事項等）

①法第22条第1項の規定により認証事業者は、毎年1月20日まで、別紙第15号書式により、前年度認証品の生産、製造・加工または取扱い実績を、国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）、農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）またはその認証機関に提出するか、法第53条の規定による認証管理情報システムに登録しなければならない。

②法第22条第2項の規定により有機食品などの認証を受けた者は、資材原料の使用に関する資料、認証品の生産、製造・加工または取扱い実績データもしくは文書などを作成した翌年度から2年間保管しなければならない。

第17条（有機食品などの表示）

①法第23条第1項の規定による有機、またはこのような意味の図形や文字の表示（以下「有機表示」という）は、別表5のとおりである。

②第1項の規定による有機表示をする認証事業者は、有機表示と一緒に認証事業者の氏名または企業名、電話番号、包装作業場住所、認証番号、品目、認証機関名などを別表6の認証情報を表示する方法に応じて、有機食品などの包装などに消費者にわかりやすく表示しなければならない。ただし、包装をせずに販売したり、個々に販売している場合は、その認証品にシールを貼ったり、表示板や標識を使って、これを表示することができる。

③法第23条第3項の規定による有機農水産物の含有量に応じた限定有機表示の基準は、別表7のとおりである。

④第1項から第3項までの規定による有機表示の詳細は、国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者にに限る）が定めるところによる。

第18条（認証取消などの処分基準及び手続き）

法第24条第3項の規定による認証の取消し及び認証表示の削除・停止処分の手続き・基準と法第31条第6項の規定による認定品の認定表示を削除・停止・変更、認証品の販売禁止、詳細表示事項の変更などの行政処分の細部基準は、別表8のとおりである。

第19条（有機加工食品の同等性認定基準）

①法第25条第3項の規定による同等性認定に必要な基準は、次の各号の通りである。

1. 第2条第1項の規定による許可の物質
2. 第8条の規定による有機食品などの認定基準
3. 第10条の規定による認証審査手続き
4. 第26条の規定による認証機関の指定基準
5. 第34条の規定による認定品と認定事業者の事後管理

②第1項の規定による同等性認定基準に関する詳細は、国立農産品質管理委員長が定めて告示する。

第20条（有機加工食品の同等性認定手続き）

①外国の政府機関が法第25条第3項の規定により同等性認定を受けるには、第19条の規定による同等性認定に必要な基準と同等かそれ以上であることを証明する書類などを含めて、

国立農産物品質管理院長に申請しなければならない。

②国立農産物品質管理院長は、第1項の規定により申請した国の認証制度が第19条の規定による同等性認定に必要な基準と同等かそれ以上であることが認められれば、その国の政府機関との相互主義による同等性認定協定を締結することができる。

③第2項の規定による同等性認定の検証の方法と手順などに関する詳細は国立農産物品質管理院長が定めて告示する。ただし、有機水産物を原料や材料にして製造・加工された食品については、農林水産検疫検査本部長と協議して告示することができる。

第21条（同等性認定品目の範囲）

法第25条第3項の規定による有機加工食品の品目の範囲は、国立農産物品質管理院長が第7条第1項第1号ナ目の有機加工食品の中で同等の認定を申請した国の政府機関と協議して定める。

第22条（同等性の認定を受けた政府の義務と事後管理）

①法第25条第3項の規定により同等性の認定を受けた国の政府機関（以下「認定を受けた者」という）は、韓国に輸出する有機加工食品が、同等性の認定を受けた基準と手続きに基づいて認証された製品であることを証明書または取引証明書をもって保証しなければならない。

②国立農産物品質管理院長は認められた者が第1項の規定により保証して国内に流通する有機加工食品が、第19条第1項の基準に適合しているか調査することができる。

③国立農産物品質管理院長は、第2項の規定による調査の結果が第19条第1項の各号の基準に適合しないと確認されれば、その製品に対して第18条による行政処分を行い認められた者に是正措置を要求したり、同等性の認定地位の停止または取り消し処分をすることができる。

④認定を受けた者の義務と事後管理の方法、処分基準等に関する詳細は、国立農産物品質管理院長が定めて告示することができる。

第23条（同等性認定の内容掲載）

国立農産物品質管理院長は、法第25条第2項の規定により同等性承認協定を締結したときは、国立農産物品質管理院インターネットのホームページに、次の各号の事項をすぐに掲載しなければならない。

1. 国名
2. 認定範囲（地理的、地域や品目など）
3. 認定効力の維持期間
4. 同等性認定の制限条件など

第24条（同等性の認定を受けた有機加工食品の表示等）

法第25条第3項により同等性の認定を受けた有機加工食品は、第17条の規定による有機食品などの表示をすることができる。

第2節 有機食品などの認証機関

第25条（認証機関の指定申請）

①法第26条第1項の規定により国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）は、認証機関を指定する場合は、毎年1月31日までに当該年度の指定申請期間等の認証機関の指定に関する事項を公告しなければならない。

②法第26条第2項の規定により認証機関として指定を受けようとする者は、第1項の規定による指定申請期間内に、別紙第16号書式の認証機関の指定（更新）申請書に次の各号の書類を添付して国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）に提出しなければならない。

1. 認証業務の範囲等を記載した事業計画書
2. 第26条の規定による認証機関の指定基準を備えていることを証明できる書類

第26条（認証機関の指定基準）

①法第26条第6項の規定による認証機関の指定基準は、次の各号の通りである。

1. 認証業務に必要な専門組織と人材と施設を備えること
2. 認証業務に必要な認証業務規定を備えること
3. 認証の品質を保証することができる品質管理マニュアルを備えること
4. その他の国際標準化機構（ISO）と国際電気標準協会（IEC）が定めた製品認証システムを運営する機関のための要件（ISO/ IEC Guide65）に適した法人であること

②第1項の規定による認証機関の指定に必要な細部は国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）が定めて告示する。

第27条（認証業務の範囲）法第26条第6項及び法第35条第1項の規定による認証機関の認証業務の範囲は、次の各号の通りである。

1. 次の各号に該当する認証品を生産する者に対する認証
ガ）有機食品など：有機農産物、有機畜産物、有機水産物や有機加工食品
ナ）無農薬農水産物など（認証対象地域は、大韓民国に限る）：無農薬農産物、無抗生物質畜産物、無抗生物質水産物と活性処理剤非使用水産物

2. 第1号に該当する認証品を扱う者の認証

第28条（認証機関の指定審査等）

①国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）は、第25条の規定に基づき、認証機関の指定申請を受けたときは、審査計画書を作成して申請人に通知し、その審査計画に基づいて審査を実施しなければならない。

②国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長は「親環境農漁業の育成及び有機食品などの管理・支援に関する法律施行令」（以下「施行令」という）第3条各号の機関または民間団体に、第1項の規定による審査のための評価業務の全部または一部を委託することができる。

③国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長は、第1項または第2項の規定による審査の結果、第26条の規定による指定基準に適合した際には認証機関として指定し、別紙第17号書式の認証機関指定書を発行しなければならない。

④国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長は、第3項により大韓民国以外の国で有機食品などの認証をする認証機関（以下「外国認証機関」という）を指定するときは、認証業務について法及びこの規則で定められている事項のほか、必要な事項を当該外国認証機関と約定することができる。

⑤国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長は、第3項の規定に基づき、認証機関を指定したときは、次の各号の事項を国立農産物品質管理院や農林水産検疫検査本部のインターネットホームページに掲載しなければならない。

1. 認証機関の名称及び代表者
2. 主たる事務所及び地方事務所の所在地
3. 認証業務の範囲
4. 認証機関の指定番号と指定日
5. 約定事項（外国認証機関に限る）

⑥第1項から第5項までに規定する事項のほか、認証機関の指定審査のための手続きと、第2項の規定による評価業務に関する詳細は、国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長が定めて告示する。

第29条（認証機関の指定内容変更の届出）

①認証機関は、次の各号の指定を受けた内容を変更した場合には、変更された日から1ヶ月以内に別紙第18号書式の認証機関の指定変更届を、その指定をした国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長に提出しなければならない。

1. 認証業務の範囲
2. 認証業務規定

3. 認証機関の名称、代表者、認証審査員名簿

4. 主たる事務所及び地方事務所の所在地

②法第26条第5項ただし書の規定に基づいて認証機関が第1項第1号から第2号に該当する重要な事項を変更しようとする場合には、その指定をした国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長の承認を受けなければならない。

③国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長は、第1項の規定により認証機関の指定内容の変更届出書を受理した時は、別紙第17号書式の認証機関指定書を発行しなければならない。

第30条（認証機関の更新手続きなど）

①法第26条第6項の規定により認証機関の指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間満了3ヶ月前まで別紙第16号書式の認証機関の指定（更新）申請書に次の各号の書類を添付して、その指定をした国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長に提出しなければならない。

1. 認証業務の範囲等を記載した事業計画書

2. 第26条の規定による認証機関の指定基準を備えていることを証明できる書類

3. 認証機関指定書

②国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長は、第1項の規定により認証機関の指定の更新の申し込みがあった時には、当該認証機関が認証した内容などを審査して指定更新するかどうかを決定するものとし、認証機関の更新手続き等については、第25条から第28条の規定を準用する。

③国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長は、認証機関の指定の有効期間終了日の4ヶ月前までに認証機関の長に更新手続きと、その期間まで更新を受けなければ更新できないという事実をあらかじめ知らせなければならない。

④第3項の規定による通知は、携帯電話のテキストメッセージ、電子メール、ファックス、電話または文書などにて行うことができる。

第31条（認証機関などの遵守事項）

①認証機関は、法第27条第3号に応じて認証申請書と必要書類、認証審査報告書と審査資料、認証事業者に対する事後管理資料などを法第21条第1項で定めた認証の有効期間が終わった後、3年間保管しなければならない。

②認証機関は、法第27条第4号の規定による認定の結果と事後管理結果の報告について、法第53条の規定による認証管理情報システムに登録しなければならない。

③認証機関は、法第27条第5号の規定により認証事業者に対し、抜き打ち（不時）審査をし、その結果を記録・管理しなければならない。

④認証機関の指定が取り消されたり、有効期間が終了したときは、第1項の規定により保管

しなければならない資料や文書を、10日以内にその指定をした国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長に提出しなければならない。

⑤第2項の認証管理情報システムの登録管理の詳細事項と、第3項の抜き打ち（不時）審査対象者の選定方法などは、国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）が定めて告示する。

第32条（認証業務の休業・廃業申告）

①法第28条の規定により認証機関が認証業務の全部または一部を休業したり、廃業する場合には、その指定をした国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長に1ヶ月前までに、別紙第19号書式に基づいて認証業務休業（廃業）申告書を提出しなければならない。

②国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長は、第1項による休業（廃業）申告書を受理した場合には、その事実を国立農産物品質管理院や農林水産検疫検査本部のインターネットホームページに掲載しなければならない。

③認証機関は、第2項の規定による休業（廃業）申告が受理されると7日以内に認証した認証事業者に休業または廃業の事実を文書などで知らなければならない。

第33条（認証機関の指定取り消しなどの細部基準）

法第29条第4項の規定による認証機関の違反行為に対する行政処分の細部的な基準は、別表9のとおりである。

第3節 有機食品など、認証事業者と認証機関の事後管理

第34条（認定品と認定事業者の事後管理）

①法第31条第1項の規定により国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）の認定品と認定事業者に対する事後管理調査の方法は、次の各号の通りである。

1. 認証品の売場や認証事業者の事業場の一部を選定して実施する定期調査
2. 特定の事業者の違反事実の申告が受理されて実施する調査
3. 国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長が必要であると認めた場合に実施する特別調査

②. 1項の規定による事後管理調査事項は、各号の通りである。

1. 認証基準に適合するかどうかを確認するための残留物質検定調査
2. 認証品の生産、製造・加工や取り扱い過程が認証基準を満たしているかどうかの書類調査と現地調査

③第1項の規定による事後管理調査の詳細な手続き及び第2項の規定による事後管理調査項目などは国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長が定めて告示する。

第35条（認証機関などの承継）

①法第33条第1項の規定により認証機関の地位を承継した者は、別紙第20号書式の認証機関承継申告書に次の各号の書類を添付して、その指定をした国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長にその地位を承継した日から1月以内に提出しなければならない。

1. 認証業務の範囲等を記載した事業計画書
2. 第26条の規定による認証機関の指定基準を備えていることを証明できる書類
3. 認証機関承継の事実の証明資料
4. 承継された認証機関指定書

②第1項の規定による申告書の提出時、国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長は、「電子政府法」第36条第1項の規定による行政情報の共同利用を通じ法人登記事項証明書を確認しなければならない。

③国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長は、第1項による認証機関承継届出書を受理したときは、第28条第5項各号に掲げる事項を国立農産物品質管理院長や農林水産検疫検査本部のインターネットホームページに掲載しなければならない。

④法第33条第1項の規定により認証事業者の地位を承継した者は、別紙第21号書式の認証承継届出書に次の各号の書類を添付して、その認証をした国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関にその地位を承継した日から1月以内に提出しなければならない。

1. 別紙第6号書式、別紙第7号書式、別紙第8号書式の認証品の生産計画書または別紙第9号書式の認証品の製造・加工及び取扱計画書
2. 認証承継の事実を立証する資料
3. 承継された証明書

⑤国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関は、第4項の規定による認証承継届出書を受理したときは、別紙第11号書式または第12号書式の証明書を発行しなければならない。

第4章 無農薬農水産物などの認証

第36条（無農薬農水産物などの認証対象）

①法第34条第2項の規定による無農薬農水産物などの認証対象は、次の各号の通りである。

1. 次の各号に該当する認証品を生産する者
 - ガ）無農薬農産物：加工していない状態の農産物（林産物を含む）
 - ナ）無抗生物質畜産物：加工していない状態の畜産物

ダ) 無抗生物質水産物：加工していない状態の養殖水産物（海藻類は除く）

ラ) 活性処理剤非使用水産物：加工していない状態の養殖水産物のうち海藻類

2. 第1号に該当する認証品を扱う者

②第1項の規定による認証対象の詳細については、国立農産物品質管理院長（水産物とその取り扱い者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物とその取扱者に限る）が定めて告示する。

第37条（無農薬農水産物などの認証基準）

①法第34条第2項の規定による無農薬農水産物などの生産や取り扱いに必要な認証基準は、別表10のとおりである。

②第1項の規定による認定基準の詳細については、国立農産物品質管理院長（水産物とその取り扱い者を除く）または農林水産検疫検査本部長（水産物及びその取扱者に限る）が定めて告示する。

第38条（無農薬農水産物などの認証の申請等）

法第34条第4項の規定による認証の申請、審査や再審査、認証変更の承認、認証の更新の有効期間の延長、認証事業者の遵守事項、認証の取消し及び認証表示の停止などについては、第9条から第16条まで及び第18条の規定を準用する。この場合、「有機食品など」は「無農薬農産物等」とみなす。

第39条（認定品及び認定事業者に対する事後管理など）

法第34条第5項による認証品と認定事業者に対する事後管理、認証事業者または認定機関の地位承継等については、第34条から第35条までの規定を準用する。この場合、「有機食品など」は「無農薬農産物等」とみなす。

第40条（無農薬農水産物などの認証機関の指定等）

法第35第2項の規定による認証機関の指定・更新・指定の変更、認証機関等の遵守事項、認証業務の休業・廃業及び認証機関の指定取り消しなどについては、第25条から第33条までの規定を準用する。この場合、「有機食品など」は「無農薬農水産物等」とみなす。

第41条（無農薬農水産物などの表示基準等）

①法第36条第2項の規定による無農薬農水産物などの図形や文字の表示（以下「無農薬農産物などの表示」という）は、別表11のとおりである。

②第1項の規定による無農薬農水産物などの表示事項等の具体的な事項は、第17条の規定を準用する。この場合、「有機表示」は、「無農薬農産物などの表示」とみなす。

第5章 有機農業資材の公示及び品質認証

第42条（有機農業資材公示等の基準）

①法第37条第4項の規定による有機農業資材の公示または品質認証（以下「公示等」という）の対象は、次の各号の通りである。

1. 土壌改良と作物生育
2. 病害虫管理など

②第1項の規定による有機農業資材の公示等の基準は、別表12のとおりである。

③第2項で定めた公示等の基準の詳細は、農村振興庁長が定め告示する。

第43条（有機農業資材公示等の申請）

①法第38条第1項の規定により、有機農業資材公示等を受けようとする者は、別紙第22号書式の有機農業資材公示（品質認証）申請書に次の各号の書類を添付して、法第44条第1項の規定により指定された公示及び品質認証機関（以下「公示等機関」とする）の長に提出しなければならない。

1. 別紙第23号書式の有機農業資材の公示（品質認証）の生産計画書
2. 原料の特性等に関する資料
3. 理化学（微生物検定）検査成績書
4. 植物や毒性の試験成績書
5. 製造工程、品質管理などの管理規定
6. 包装紙の表示事項に関する資料
7. 試料500g（ml）（ただし、病害虫管理試料は100g（ml））
8. その他の農村振興庁長が告示する公示等の基準で定めた書類と試験検査成績書

②法第38条第3項の規定により再審査を申請しようとする者は、第42条の規定により公示等の基準に適合しない審査結果を通知された日から7日以内に1回に限り、別紙第24号書式の有機農業資材の公示（品質認証）再審査申請書に再審査の理由を証明できる書類を添付して、その公示や品質認証審査を実施した公示等機関に提出しなければならない。

③法第38条第4項の規定により、有機農業資材公示等を受けた者（以下「公示等事業者」という）が公示等資材について、有機農業資材公示書等の企業名、住所、商号、対象病害虫や農作物の範囲などの使用方法などを変更しようとする場合には、別紙第25号書式の有機農業資材公示（品質認証）の変更申請書に次の各号の書類を添付して、第1項の規定により公示等の審査をした公示等機関の長に提出しなければならない。

1. 有機農業資材公示書等
2. 変更理由書
3. 変更を証明できる書類と試験・検査成績書
4. 試料500g（ml）（対象病害虫や農作物の範囲を変更する場合に限る）

第44条（有機農業資材公示等の審査等）

①公示等機関の長は、第43条第1項の規定により申請があったときは、第42条の規定による公示等の基準に適合かどうかを審査した後、これに適合する場合には、当該申請人に別紙第26号書式の有機農業資材の公示（品質認証）書（以下「有機農業資材公示書等」という）を発行し、この点を別紙第27号書式の有機農業資材の公示（品質認証）管理台帳に記載した後、別紙第28号書式の有機農業資材の公示（品質認証）発表事項の内容等を当該機関のホームページなどで公告しなければならない。

②法第38条第3項の規定による再審査と法第38条第4項の規定による変更の承認の基準・審査及び手続き等に関しては、第1項の規定を準用する。

③第43条第1項及び第44条第1項の規定による公示等の申請や審査などに関する詳細は、農村振興庁長が定めて告示する。

第45条（有機農業資材公示書等の再発行）

公示等事業者が有機農業資材公示書などを紛失したり、破損したときは、その理由書を当該公示書等を発行した公示等機関に提出して公示書等の再発行を受けることができる。この場合、公示書などが破損して再発行を受けようとする場合には、その破損した公示書等を添付しなければならない。

第46条（有機農業資材公示等の有効期間の更新等）

①法第39条第2項及び第3項の規定により、有機農業資材公示等の有効期間の更新を受けようとする公示等事業者は、その公示等をした公示等機関に有効期間満了3ヶ月前までに、別紙第29号書式の有機農業資材公示（品質認証）有効期間の更新申請書に次の各号の書類を添付して提出しなければならない。

1. 別紙第23号書式の有機農業資材の公示（品質認証）の生産計画書
2. 有機農業資材公示書等
3. 原料の特性等に関する資料
4. 理化学（微生物検定）検査成績書
5. 製造工程、品質管理等に関する資料
6. 包装紙の表示事項に関する資料
7. その他の農村振興庁長が告示する公示等の基準で定めた書類と試験検査成績書

②公示等機関は、第1項の規定による有機農業資材公示等の有効期間の更新申請の基準・審査及び手続き等に関しては、第44条第1項の規定を準用する。

③公示等機関は、有機農業資材公示等の有効期間終了日の4ヶ月前までに公示等事業者に更新手続きと、その期間まで更新を受けなければ更新できないという事実をあらかじめ知らせなければならない。

④第3項の規定による通知は、携帯電話のテキストメッセージ、電子メール、ファックス、電話または文書などにて行うことができる。

第47条（公示等事業者の遵守事項）

①法第40条第1項の規定により公示等事業者は、公示等を受けた有機農業資材の種類別に半期ごとに翌月10日まで、次の各号について、別紙第30号書式の有機農業資材の生産・輸入及び販売実績を公示等機関に通知する必要がある。

1. 有機農業資材の生産量・販売量と売上高
2. 有機農業資材の輸入量・販売量と売上高

②法第40条第2項の規定により公示等事業者は、次の各号の書類などを生産した次の年度から3年間保管しなければならない。

1. 有機農業資材公示などの申請及び審査関連資料または書類
2. 公示等の有効期間の更新のために申請した資料または書類
3. 公示等資材の表示に関する資料または書類
4. 有機農業資材の公示（品質認証）原料受払台帳（別紙第31号書式）及び原料の種類別購入書類などの、原料の使用に関する資料または書類
5. 有機農業資材の生産・輸入・販売に関する資料または書類
6. 有機農業資材の品質管理に関する資料または書類

第48条（試験研究機関の指定基準等）

①法第41条第2項及び第4項の規定による試験研究機関の指定基準は、次の各号のとおりである。

1. 試験・分析業務範囲：理化学的（理化学的）分析、微生物分析、植物試験、残留試験、毒性試験など
2. 人材：試験研究の管理と運営に責任を負う運営責任者とその試験分野の試験を行うことができる能力を備えた試験責任者を置くこと
3. 施設：試験を実行するために必要な区域を確保し、試薬や試料が汚染されたり変形しないよう、適切な保管区域を備えること
4. 設備：作物栽培試験や主成分、または有害な成分などの成分の種類別分析に適した設備を備えること

②第1項の規定による試験研究機関の指定基準の詳細は、農村振興庁長が定めて告示する。

第49条（試験研究機関の指定申請等）

①法第41条第2項の規定により試験研究機関として指定を受けようとする者は、別紙第32号書式の有機農業資材試験研究機関指定申請書に次の各号の書類を添付して、農村振興庁長に提出しなければならない。

1. 組織及び人材の現況

2. 施設及び設備の現況

②第1項の規定により指定申請を受けた農村振興庁長は、第48条の規定による指定基準に適合した場合には、別紙第33号書式の有機農業資材試験研究機関指定書を発行し、これを告示しなければならない。

③第1項の規定により指定を受けた事項を変更するには、指定事項が変更された日から1ヶ月以内に、別紙第34号書式の有機農業資材試験研究機関の指定事項変更申請書に次の各号の書類を添付して、農村振興庁長に提出しなければならない。

1. 有機農業資材試験研究機関指定書

2. 有機農業資材試験研究機関の変更内容を証明できる書類

④法第41条第4項の規定による試験研究機関の指定等に関する詳細は、農村振興庁長が定めて告示する。

第50条（試験研究機関の再評価など）

①第49条第2項の規定により指定を受けた試験研究機関に対して、農村振興庁長は、指定された日から4年ごとに試験研究機関を評価しなければならない。

②第1項の規定により評価した結果が第48条の規定による指定基準に適合していない場合には、法第41条第3項の規定により措置しなければならない。

第51条（試験研究機関の指定取り消しなどの細部基準）

法第41条第4項の規定による指定取消、業務停止などの試験研究機関の行政処分の細部的な基準は、別表13のとおりである。

第52条（有機農業資材の表示）

法第42条の規定による公示等事業者は、有機農業資材の容器や包装の外側に別表14の有機農業資材の表示に基づく表示図形と文字と公示等の内容を表示しなければならない。

第53条（公示等の取消などの処分の基準）

法第43条第4項の規定による公示等の取消などの行政処分の基準は、別表13のとおりである。

第54条（公示等の品質管理）

①法第43条第4項の規定により公示等機関の長は、公示等をした有機農業資材の品質管理計画を策定し、毎年1月までに農村振興庁長に報告しなければならない。

②公示等事業者は、第1項に基づいて、有機農業資材公示等をした公示等機関から品質管理指導を受けなければならない。

③第1項の規定による品質管理指導方法、品質管理基準及び手続きの詳細は、農村振興庁長

が定めて告示する。

第55条（公示等機関の指定基準）

①法第44条第2項の規定により公示等機関から有機農業資材公示等をしようとする場合には、第56条第3項の規定により事前に指定を受けなければならない。

②法第44条第5項の規定による公示等機関の指定基準は、次の各号のとおりである。

1. 組織：公示及び品質認証業務を遂行するのに必要な常設専門組織と財源確保
2. 人材：公示等機関の管理と運営に責任を負う運営責任者と第42条第1項の規定により用途に応じた分野別公示等を行うことができる人材を備えること
3. 施設及び設備：公示等業務の遂行に必要な施設と設備を確保し、適切な保管区域を備えること
4. 公示及び品質認証に必要な業務規定

③その他の公示等機関の指定等に必要な詳細事項は農村振興庁長が定めて告示する。

第56条（公示等機関の指定申請等）

①法第44条第2項の規定により、農村振興庁長が公示等機関を指定する場合は、毎年1月31日までに当該年度の指定申請期間等の公示等機関の指定に関する事項を公告しなければならない。

②法第44条第2項の規定により公示等機関の指定を受けようとする者は、別紙第35号書式の有機農業資材の公示及び品質認証機関の指定（更新）申請書に次の各号の書類を添付して、第1項の規定による申請期間内に農村振興庁長に提出しなければならない。

1. 組織及び人材の現況
2. 施設及び設備の現況
3. 公示及び品質認証業務規定
4. その他の農村振興庁長が告示する公示等機関指定基準で定められた書類

③農村振興庁長は、第2項の規定により申請があったときは、第55条の規定による指定基準に適合するかどうかを検討した後、これに適合すると認められるときは、その申請者に対して公示等機関として指定し、別紙第36号書式の有機農業資材の公示及び品質認証機関指定書を発行し、これを告示しなければならない。

第57条（公示等機関の有効期間の更新手続きなど）

①法第44条第3項の規定により公示等機関の有効期間が終了する前に、その指定の更新受けようとする者は、指定の有効期間満了3ヶ月前までに、別紙第35号書式の有機農業資材の公示及び品質認証機関の指定（更新）申請書に、第56条第2項各号の書類と有機農業資材の公示及び品質認証機関指定書を添付して、農村振興庁長に提出しなければならない。

②第1項の規定による更新基準・審査及び手続き等に関しては、第56条の規定を準用する。

③農村振興庁長は、公示等機関の指定の有効期間終了日の4ヶ月前までに公示等機関の長に更新手続きと、その期間まで更新を受けなければ更新できないという事実をあらかじめ知らせなければならない。

④第3項の規定による通知は、携帯電話のテキストメッセージ、電子メール、ファックス、電話または文書などにて行うことができる。

第58条（公示等機関の指定事項変更届等）

①法第44条第4項により公示等機関の長が指定事項を変更しようとする場合には、別紙第37号書式の有機農業資材の公示及び品質認証機関の指定事項の変更申請書に次の各号の書類を添付して、農村振興庁長に提出しなければならない。

1. 有機農業資材の公示及び品質認証機関指定書
2. 変更理由書
3. 変更事項を証明できる書類

②法第44条第4項ただし書きの規定に基づいて、公示等機関が次の各号に該当する重要な事項を変更しようとする場合には、農村振興庁長の承認を受けなければならない。

1. 公示及び品質認証業務規定
2. 第42条第1項の規定による公示及び品質認証分野

③第1項及び第2項の規定による変更をしようとする内容の基準・審査及び手続き等に関しては、第56条第3項の規定を準用する。

第59条（公示等の申請、審査書類の保管等）

①公示等機関の長は、法第45条第3号に基づいて、有機農業資材開示などを受けようとする者または公示等事業者が提出した次の各号の資料を法第39条第1項に定める公示等の有効期間が終わった後、3年間保管しなければならない。この時、有効期間が更新された場合には、従前の有効期間に保管していた書類も一緒に保管しなければならない。

1. 有機農業資材の公示等のための申請、再審査申請または変更申請などのために公示等機関に提出した資料または書類とそれに関連する審査資料または書類
2. 公示等の有効期間の更新申請のために公示等機関に提出した資料または書類とそれに関連する審査資料または書類

②法第45条第3号に基づいて公示等機関の長は、公示等の取消、品質の指導などに関連して、次の各号の書類などを、法第39条第1項に定める公示等の有効期間が終わった後、3年間保管しなければならない。ただし、公示等が取り消された場合には、取り消された日から3年間保管しなければならない。

1. 公示等事業者の有機農業資材公示等の取り消しや販売禁止処分に関連する資料または書類
2. 公示等をした製品に対して品質管理を指導した資料または書類

3. 公示等の結果と不意審査による報告、審査等の事後管理に関する資料または書類
- ③第1項及び第2項の規定による保管は、文書または電磁的方法で行うことができる。

第60条（公示等の報告及び事後管理）

①公示等機関の長は、法第45条第4号に応じて、次の各号の事項を農村振興庁長に報告しなければならない。

1. 法第40条第1項の規定により公示等事業者が通報した事項は、毎半期ごとに翌月末日までに報告
2. 公示等の申請、審査、公示等の現況などは、四半期ごとに翌月10日までに報告
3. 法第43条の規定による公示等の製品と公示等事業者の品質管理、点検、この法律違反に基づく措置の結果などの事後管理に関する事項は、措置後7日以内に報告

②公示等機関の長は、法第38条及び法第39条の規定により公示等の申請、再審査申請、変更申請、有効期間の更新申請等を行った有機農業資材が法第37条第4項の基準に適合しない場合には、申請内容と不適合の理由を農村振興庁長、または他の公示等機関に直ちに通知しなければならない。

③法第45条第5号の規定により公示等機関の長は、公示等をした有機農業資材については、次の各号の事項について抜き打ち審査をしなければならない。この場合、抜き打ち審査結果を農村振興庁長に報告しなければならない。

1. 法第40条第2項の規定による書類の保管
2. 有機農業資材の公示及び品質認証基準適合性
3. その他の農村振興庁長が必要とする事項

第61条（公示等の業務の休業。廃業申告）

①法第46条の規定により公示等機関は、公示等業務の全部または一部を休業したり、廃業する場合には、農村振興庁長に1ヶ月前までに、別紙第38号書式の有機農業資材の公示及び品質認証機関休業（廃業）申告書に、公示等事業者へ休業・廃業の趣旨を伝える書類と農村振興庁長が定めて告示する書類などを添付して提出しなければならない。

②第1項の規定により休業・廃業をしようとする公示等をした有機農業資材について公示等の業務を代行することができる他の公示等機関を指定して、農村振興庁長に承認を得る必要があり、指定された公示等機関は休業・廃業をする公示等機関に代わって、その内容を実行しなければならない。

③公示等機関は、法第47条の規定により公示等機関としての資格を喪失し有機農業資材の公示等の業務を行うことができない場合には、公示等の業務に関連する資料を10日以内に、農村振興庁長に提出しなければならない。この場合、農村振興庁長は、公示等の業務を行うことができる他の公示等機関を指定する必要がある。

④公示等事業者は、第2項及び第3項の規定により、農村振興庁長が公示等業務を代行する

ことができる公示等機関を指定した場合には、公示等の業務を代行公示等機関に申請することができる。

- ⑤休業をした公示等機関は、公示等の業務を再開するためには休業が終了する10日前に、第55条の規定による公示等機関の指定基準に適合することを証明できる書類を農村振興庁長に提出した後、公示等の業務を再開するための承認を受けなければならない。
- ⑥その他の公示等機関の休業・廃業に関連する詳細については、農村振興庁長が定めて告示する。

第62条（公示等機関の指定取り消しなどの処分の基準）

法第47条第4項及び法第50条第2項の規定による公示等機関の行政処分の細部的な基準は、別表13のとおりである。

第63条（有機農業資材及び公示等事業者の事後管理等）

①農村振興庁長や国立農産物品質管理院長は、法第49条第1項の規定により、次の各号について、有機農業資材の市販品の調査や流通点検について必要な計画を策定し、これに応じて、次の各号の事後管理をしなければならない。

1. 市販品の調査をする場合には、生産・製造・輸入・加工・保管・販売または供給される公示等がされた有機農業資材の品質検査
2. 生産・製造・加工・取り扱いまたは使用中の公示等事業者もしくは有機農業資材に対する違反の有無についての確認
3. 有機農業資材を生産・製造または加工するための作業場施設が法第37条第4項の基準に適合するかどうかの調査

②公示等事業者は、関係公務員が販売禁止や回収などの措置を行った有機農業資材については廃棄しなければならない。

第64条（有機農業資材や公示等事業者等の処分の基準）

法第49条第6項の規定に基づく有機農業資材及び公示等事業者に対する行政処分の基準は、別表13のとおりである。

第65条（公示等機関などの承継）

①法第51条第4項の規定により公示等機関の地位を承継した者は、別紙第39号書式の有機農業資材の公示及び品質認証機関承継届出書に次の各号の書類を添付して、農村振興庁長にその地位を承継した日から1か月以内に提出しなければならない。

1. 第55条の規定による公示等機関の指定基準を備えていることを証明できる書類
2. 公示等機関の承継の事実の証明資料
3. 承継された公示等機関指定書

②農村振興庁長は、第1項の規定による有機農業資材公示等機関承継届出書を受理したときは、別紙第36号書式の有機農業資材の公示及び品質認証機関指定書を発行して、その承継事項を告示しなければならない。

③法第51条第4項の規定により、有機農業資材公示等を受けた者の地位を承継した者は、別紙第40号書式の有機農業資材の公示（品質認証）承継届出書に次の各号の書類を添付して公示等機関の長にその地位を承継した日から1ヶ月以内に提出しなければならない。

1. 別紙第23号書式の有機農業資材の公示（品質認証）の生産計画書
2. 公示等の承継の事実の証明資料
3. 承継された有機農業資材公示書等
4. 合併後存続したり、合併によって新設された法人の法人登記事項証明書（法人の合併がある場合にのみ該当する）

④公示等機関は、第3項の規定による公示等承継届出書を受理したときは、別紙第24号書式の有機農業資材公示書等を発行しなければならない。

⑤第1項及び第3項の規定による申告書の提出時に農村振興庁長は、「電子政府法」第36条第1項の規定による行政情報の共同利用を通じて法人登記事項証明書を確認しなければならない。

第6章 補則

第66条（認証管理情報システムの構築・運営）

①法第53条第2項の規定により農村振興庁長、国立農産物品質管理院長（水産物・その加工食品及びその取扱者を除く）と農林水産検疫検査本部長（水産物・その加工食品及びその取扱者に限る）は、認証管理情報システムを構築・運営することができる。

②農村振興庁長は、第1項の規定により公示及び品質認証に関する次の各号の情報を消費者に提供しなければならない。

1. 公示等事業者の企業名、住所、連絡先
2. 公示及び品質認証有機農業資材の表示事項及び現況
3. 公示及び品質認証手続きと基準
4. 公示等の取消及び行政処分を受けた公示等事業者の企業名、住所、連絡先、ならびに有機農業資材の公示等の内容
5. 公示等機関の機関名、代表者の氏名、住所、有効期間
6. 指定取消または行政処分を受けた公示等機関の機関名、代表者の氏名、住所

③国立農産物品質管理院長及び農林水産検疫検査本部長は、第1項に応じて有機食品など及び無農薬農水産物など、その取扱者の認定について、次の各号の情報を消費者に提供しなければならない。

1. 認証事業者の氏名、連絡先、認証番号、認証有効期間
2. 認証取消及び行政処分を受けた者の氏名、認証番号、認証品目
3. 認証機関の名称、主たる事務所及び地方事務所の所在地と連絡先、認証業務の範囲
4. 指定取消及び行政処分を受けた認証機関の名称と行政処分を受けた内容

第67条（手数料）

- ①法第56条第3項の規定による手数料は、別表15のとおりである。
- ②申請手数料は、収入印紙で納付するが、出張費は現金で納付することができる。ただし、認証機関または公示等機関への手数料の納付方法は、認証機関または公示等機関が定めるところによる。
- ③第1項の規定による納付は、情報通信網を利用して電子マネー、電子決済などの方法で行うことができる。

第68条（業務委託民間団体の指定）

農林水産食品部長官は、法施行令第4条第6項の規定に基づき業務を委託する親環境農漁業関連の民間団体を指定する場合は、次の各号の要件を備えた団体の中から指定する。

1. 有機食品等または親環境農水産物の生産・流通及び輸出分野の発展に貢献できる技術と能力を備えた団体
2. 親環境農漁業分野での生産・流通・輸出及び教育などの活動実績が3年以上の法人

附則

第1条（施行日）この規則は、2013年6月2日から施行する。ただし、第19条から第24条までの改正規定は、2014年1月1日から施行する。

第2条（親環境農水産物や親環境農資材の表示等に関する経過措置）

- ①この規則施行当時、農林水産食品部令第236号親環境農業育成法施行規則一部改訂領附則第2条の規定により使用されている親環境農産物の表示は2013年12月31日まで使用することができ、従前の規定第8条の規定による表示は2014年12月31日まで、別表5、別表11の改正規定による表示との改正規定、第17条の規定による有機食品などの表示（第41条において準用する表示を含む）と組み合わせて使用することができ、親環境有機材料表示は2014年12月31日まで、別表14の改正規定による表示と改正規定第52条の規定による有機農業資材の表示と組み合わせて使用することができる。
- ②この規則施行当時、農林水産食品部令第296号農水産物品質管理法施行規則全部改訂領附則第4条の規定により使用されている親環境水産物認証の表示は、2014年12月31日まで、従

前の規定による表示（農林水産食品部令第296号農水産物品質管理法施行規則全部改訂領第43条2項の規定による表示をいう）または別表11の改正規定による表示と一緒に使用することができる。

③この規則施行当時、農林水産食品部令第296号農水産物品質管理法施行規則全部改訂領第43条第2項の規定による親環境水産物認証の表示は、2014年12月31日まで、別表11の改正規定による表示と一緒に使用することができる。

第3条（他の法令の改正）

①農林水産食品部とその所属機関職制施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第11項第11号中「親環境農業育成法」を「親環境農漁業育成及び有機食品などの管理・支援に関する法律」とする。

②食品産業振興施行規則の一部を次のように改正する。

第19条から第24条まで削除する。

③農水産物品質管理法施行規則の一部を次のように改正する。

第2章第4節（第40条から第45条まで）を削除する。

附則第4条の本文中「水産特産物の品質認証、親環境水産物認証」を「水産特産物品質認証」とする。

④農漁業経営体の育成及び支援に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を次のようにして、同条第2項第4号を削除する。

4. 「親環境農漁業の育成及び有機食品などの管理・支援に関する法律」第19条及び第34条の規定による有機食品など及び無農薬農水産物などの認証情報

⑤林業と山村振興の促進に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第25条の6第1号ラ目を次のようにする。

ラ) 「親環境農漁業の育成及び有機食品などの管理・支援に関する法律」第19条及び第34条の規定により品質認証を受けた場合は、品質検査成績書の写し1部

第4条（他の法令との関係）

この規則施行当時、他の法令で従前の「親環境農業育成法施行規則」またはその規定を引用した場合には、この規則の中でそれに該当する規定がある場合、従前の規定を以ってこの規則またはこの規則の該当規定を引用したものとみなす。

[別表 1]

許可物質の種類と使用条件(第 2 条第 1 項関連)

1.有機食品

ガ.有機農産物

(1) 土壌改良と作物生育のために使用が可能な物質

使用可能物質	使用可能条件
○農場や家禽の堆厩肥 ○堆肥化された家畜排せつ物 ○乾燥された農場退備えと脱水した家禽堆厩肥	○別表 3 第 2 号ダ目(5)に適合すること
○植物や植物残渣で作った堆肥	○十分に完熟されたものであること
○きのこ栽培とバーミキュライトで生じた堆肥	○きのこ栽培とバーミキュライトに使用される材料は、この項目(1)で使用が可能なものと規定されている物質のみを使用すること
○ミミズや昆虫による腐食土	○ミミズや昆虫の供給が項目(1)で使用が可能であると規定された物質のみを使用すること
○食品や繊維工場の有機副産物	○合成添加物が含まれていないこと。
○有機農場副産物として作成された肥料	○化学合成物質の添加や化学製造工程を経ないこと。
○血分・肉分・骨分・羽分などと畜場と水産物加工工場から出た動物副産物	○化学合成物質の添加や化学製造工程を経ず、抗生物質が検出されないこと。
○大豆粕、米油粕、油粕など植物性油粕類	○遺伝子を変形した物質が含まれていないこと。 ○最終製品に化学物質が残留していないこと。
○製糖産業の副産物(糖蜜、蒸留かす(Vinasse)、食品グレードの砂糖、ブドウ糖を含む)	○有害化学物質で処理されないこと。
○有機農業に由来する材料を加工する産業の副産物	○合成添加物が含まれていないこと。
○尿	○十分な発酵と希釈を経て、においなどを除去した後使用すること
○人の排泄物	○完全に発酵されて完熟されたものであること ○高温発酵:50° C以上で7日以上発酵されたもの ○低温発酵:6ヶ月以上発酵されたもの

	○葉菜類などの農産物の直接食べる部位には使用禁止
○虫など自然に生じた生物	
○グアノ(海鳥の糞、Guano)	○化学物質や化学製造工程を経ないこと
○わら、もみ殻と山野草	○肥料化して使用する場合には、化学物質や化学製造工程を経ないこと
○おがくず、樹皮や木材の削りくず	○「廃棄物管理法施行規則」第14条及び第66条の規定により環境部長官が告示する「廃木材の分類とリサイクル基準」の1等級に該当する木材または、その木材の副産物を原料にして生産したものであること
○木炭と木灰	○「廃棄物管理法施行規則」第14条及び第66条の規定により環境部長官が告示する「廃木材の分類とリサイクル基準」の1等級に該当する木材または、その木材の副産物を原料にして生産したものであること
○硫酸カリ、ランベナイト(海水の蒸発で生成された岩塩)や鉍物塩 ○石灰ソーダ塩化物 ○石灰質マグネシウム岩石 ○マグネシウム岩石 ○サリヨム(硫酸マグネシウム)と天然石膏(硫酸カルシウム) ○石灰石などの自然由来の炭酸カルシウム ○粘土鉍物(ベントナイト・パーライトとゼオライト・日ライトなど) ○バーミキュライト(風化した黒雲母; Vermiculite) ○ホウ素・鉄・マンガン・銅・モリブデン及び亜鉛などの微量元素	○天然由来でなければならない、単純物理的に加工したものに限る ○人の健康や農業、環境への危害要素として作用する鉍物(例:アスベスト、水銀など)は使用できない
○カリウム岩石と採掘されたカリウム塩	○天然由来でなければならない、物理的に加工したものの塩素の含有量が60パーセント未満であること
○天然リン鉍石とリン酸アルミニウムカルシウム	○天然由来でなければならない、物理的工程で製造されたものでなければ、五酸化リン(P_2O_5)に換算して1kg中カドミウムが90mg/kg以下であ

	ること
○自然岩石粉末・粉砕石またはその溶液	○化学合成物質の添加や化学製造工程を経ないこと。 ○人の健康や農業、環境への危害要素として作用する鉍物質が含まれている岩石は使用できない
○鉍物を製錬して残った汚れ、(ベーシックスラグ、スラグ(鑛滓))	○鉍物の製錬過程から由来したもの((例)石英質肥料))
○塩化ナトリウム(塩)	○採掘した岩塩と天日塩(残留農薬が検出されないこと)であること
○木酢液	○「森林資源の造成及び管理に関する法律」に基づいて国立山林科学院長が告示した規格及び品質等に適合すること
○キトサン	○農村振興庁長が定めて告示した品質規格に適合すること
○微生物や微生物エキス	○微生物の培養過程が終わった後に化学合成物質の添加や化学製造工程を経ないこと。
○泥炭(泥炭、Peat)/泥炭(土炭、peatmoss)/ピートモスエキス	
○海藻類、海藻類エキス、海藻類の堆積物	
○硫黄	
○スチールリッジ(stillage)とスチールリッジエキス(アンモニアスチールリッジは除く)	

(2) 病虫害管理のために使用が可能な物質

使用可能水質	使用可能条件
○除虫菊エキス	○除虫菊(<i>Chrysanthemum cinerariaefolium</i>)から抽出された天然物質であること
○デリス(Derris)エキス	○デリス(<i>Derris</i> spp、 <i>Lonchocarpus</i> spp と(<i>Terphrosia</i> spp。))から抽出された天然物質であること
○クアジア(Quassia)エキス	○クアジア(<i>Quassia amara</i>)から抽出された天然物質であること
○ライアニア(Ryania)エキス	○ライアニア(<i>Ryania speciosa</i>)から抽出された天然物質であること
○ニーム(Neem)エキス	○ニーム(<i>Azadirachta indica</i>)から抽出された天

	然物質であること
○海水と天日塩	○残留農薬が検出されないようにすること
○ゼラチン (Gelatine)	○クロム (Cr) 処理など化学的工程を経ないものであること
○卵黄 (卵黄、卵の黄身を含む)	○化学物質や化学製造工程を経ないこと
○酢などの天然酸	○化学合成物質の添加や化学製造工程を経ないこと。
○麹菌 (Aspergillus) の発酵生産物	○微生物の培養過程が終わった後に化学合成物質の添加や化学製造工程を経ないこと。
○木酢液	○「森林資源の造成及び管理に関する法律」に基づいて国立山林科学院長が告示した規格及び品質等に適合すること
○タバコ茶葉 (純粋なニコチンは除く)	○水で抽出したものであること
○キトサン	○農村振興庁長が定めて告示した品質規格に適合すること
○蜜蝋 (Propolis)	
○動植物油	○天然乳化剤として製造する場合に限り、水酸化カリウムを最小化して使用すること。ただし、認証品の生産計画書に登録して使用すること。
○海藻類・海藻粉末・海藻エキス	
○リン脂質 (lecithin)	
○カゼイン (ユダンベクシル)	
○キノコ抽出液	
○クロレラ (淡水緑藻) エキス	
○天然植物 (ハーブなど) から抽出した製剤 (タバコを除く)	
○銅塩 ○ボルドー液 ○水酸化銅 ○塩華 ○ブルゴーニュ液	○土壌の銅の蓄積を最小限に抑える方法でのみ使用すること
○生石灰 (酸化カルシウム) と消石灰 (水酸化カルシウム)	○土壌に直接散布していないこと。 ○石灰ボルドー液と石灰硫黄合剤製造用、きのこ栽培地など消毒用にのみ使用
○ケイ酸塩とベントナイト	○天然由来か、これを単純物理的に加工したも

	のに限る
○ケイ酸ナトリウム	○天然珪砂と炭酸ナトリウムを用いて製造したものであること
○珪藻土	○天然に由来して単純物理的に加工したものであること
○麦飯石などの鉱物質の粉	○天然に由来して単純物理的に加工したものであること
○リン酸鉄	○カタツムリの管理用に使用するものに限る
○パラフィンオイル	
○重炭酸ナトリウムと炭酸水素ナトリウムカリウム	○温室効果消毒用(ビニールハウスを含む)に使用すること
○過マンガン酸カリウム	○果樹の病害管理用にのみ使用すること
○黄	○液状化する場合に限り、水酸化ナトリウムは最小限に抑えて使用すること。ただし、認証品の生産計画書に登録して使用すること
○微生物や微生物エキス	○微生物の培養過程が終わった後に化学合成物質の添加や化学製造工程を経ないこと。
○天敵	○生態系かく乱種ではないこと
○性誘引物質(フェロモン)	○作物に直接処理しないこと(罨)
○メタアルデヒド	○土壌や作物に直接処理しないこと(罨)
○二酸化炭素と窒素ガス	○果実倉庫の大気中濃度調整用にする
○石鹼(Potassium Soaps)	
○エチルアルコール	○発酵酒精であること
○ハーブと忌避植物	○生態系かく乱種ではないこと
○機械油	○果樹農家の越冬害虫駆除用に限り許可 ○果実に直接使用禁止
○雄性不妊昆虫	

ナ.有機畜産物(省略)

ダ.有機水産物(省略)

ラ.有機加工食品

(1) 食品添加物と加工助剤

名称 (韓国語)	名称 (英語)	国際 分類 番号 (INS)	食品添加物として使用		加工補助剤として使用	
			許可 の 可否	許容範囲	許可 の 可否	許容範囲
過酸化水素	Hydrogen peroxide		×		○	食品表面の洗浄・消毒剤
グアーガム	Guar gum	412	○	制限なし	×	
クエン酸	Citric acid	330	○	制限なし	○	制限なし
クエン酸三ナトリウム	Trisodium citrate	331 (ii)	○	ソーセージ、卵白の低温殺菌、乳製品、顆粒飲料	×	
クエン酸カリウム	Potassium citrate	332	○	制限なし	×	
クエン酸カルシウム	Calcium citrate	333	○	制限なし	×	
珪藻土	Diatomaceous earth		×		○	ろ過助剤
グルコノデルタラクトン	Glucono daltalactone	575	○	豆腐の凝固剤（グルコノデルタラクトンは2012年12月31日まで使用することができ、D-グルコースを臭素水に酸化させて生産したグルコノデルタラクトンは使用できない）	×	
グリセリン	Glycerin	422	○	制限なし（加水分解で得られた植物由来のグリセリンを使用することができる）	×	
キライヤ抽出水	Quillaia Extract	999	×		○	砂糖加工
レシチン	Lecithin	322	○	制限なし（ただし、漂白剤や有機溶媒を使用せずに得られたレシチンのみを使用できる）	×	
ローカストコンゴム	Locust bean gum	410	○	植物性製品、乳製品、肉製品	×	
無水亜硫酸	Sulfur dioxide	220	○	果実酒	×	
蜜蝋	Beeswax	901	×		○	離型剤
白桃土	Kaolin	559	×		○	清澄またはろ過助剤
ベントナイト	Bentonite	558	×		○	清澄またはろ過助剤
ビタミン C	Vitamin C	300	○	制限なし	×	
DL-リンゴ酸	DL-Malic acid	296	○	制限なし	×	
酸素	Oxygen	948	○	制限なし	○	制限なし
キサンタンガム	Xanthan gum	415	○	脂肪製品、果物や野菜製品、ケー	×	

				キ、お菓子、サラダ類		
水酸化ナトリウム	Sodium hydroxide	524	○	穀類製品	○	砂糖、加工中のpH調整剤、油脂加工
水酸化カリウム	Potassium hydroxide	525	×	トルティーヤ	○	
水酸化カルシウム	Calcium hydroxide	526	○	植物性製品、乳製品、脂肪製品	○	
アラビアガム	Arabic gum	414	○	制限なし	×	
アルギン酸	Alginic acid	400	○	制限なし	×	
アルギン酸ナトリウム	Sodium alginate	401	○	制限なし	×	
アルギン酸カリウム	Potassium alginate	402	○	豆類の製品	×	
塩化マグネシウム	Magnesium chloride	511	○	果物や野菜製品、非乳化ソース類、マスタード製品	○	凝固剤
塩化カリウム	Potassium chloride	508	○	果物や野菜製品、豆類製品、脂肪製品、乳製品、肉製品	×	
塩化カルシウム	Calcium chloride	509	○		○	凝固剤
オゾン水	Ozone water		×		○	食品表面の洗浄・消毒剤
二酸化ケイ素	Silicon dioxide	551	○	ハーブ、スパイス、調味料と調味料	○	ゲルまたはコロイド溶液
二酸化塩素(水)	Chlorine dioxide	926	×		○	食品表面の洗浄・消毒剤
二酸化炭素	Carbon dioxide	290	○	制限なし	○	制限なし
リン酸ナトリウム	Sodium phosphate (Mono- 、 Di- 、 Tribasic)	339 (i)(ii) (iii)	○	プロセスチーズ	×	
乳酸	Lactic acid	270	○	発酵野菜製品、乳製品、食用ケーシング	○	乳製品の凝固剤とチーズ加工中塩水の酸度調節剤
乳酸カルシウム	Calcium Lactate	327	○	顆粒飲料	×	
一リン酸カルシウム	Calcium phosphate, monobasic	341 (i)	○	小麦粉	×	
リン酸カリウム	Potassium Phosphate, Dibasic	340 (ii)	○	コーヒーホワイトニング	×	
調製海水塩化マグネシウム	Crude Magnesium Chloride (Sea Water)		○	豆類の製品	○	凝固剤
ゼラチン	Gelatin		×		○	ワイン、果物や野菜加工

ゲランガム	Gellan Gum	418	○	顆粒飲料	×	
L-酒石酸	L-Tartaric acid	334	○	ワイン	○	ワイン加工
L-酒石酸ナトリウム	Disodium L-tartrate	335	○	ケーキ、クッキー	○	制限なし
L-酒石酸水素カリウム	Potassium L-bitartrate	336	○	穀類製品、ケーキ、クッキー	○	制限なし
酒精 (発酵酒精)	Ethanol (fermented)		×		○	制限なし
窒素	Nitrogen	941	○	制限なし	○	制限なし
カルナウバワックス	Carnauba wax	903	×		○	離型剤
カラギーナン	Carrageenan	407	○	植物性製品、乳製品	×	
カラヤゴム	Karaya gum	416	○	制限なし	×	
カゼイン	Casein		×		○	ワイン加工
タンニン酸	Tannic acid	181	×		○	ろ過助剤
炭酸ナトリウム	Sodium carbonate	500 (i)	○	ケーキ、クッキー	○	砂糖加工と乳製品の中和剤
炭酸水素ナトリウム	Sodium bicarbonate	500 (ii)	○	ケーキ、クッキー、液状茶類	×	
セスキークズ炭酸ナトリウム	Sodium sesquicarbonate	500 (iii)	○	ケーキ、クッキー	×	
炭酸マグネシウム	Magnesium carbonate	504 (i)	○	制限なし	×	
炭酸アンモニウム	Ammonium carbonate	503 (i)	○	穀類製品、ケーキ、お菓子	×	
炭酸水素アンモニウム	Ammonium bicarbonate	503 (ii)	○	穀類製品、ケーキ、お菓子	×	
炭酸カリウム	Potassium carbonate	501 (i)	○	穀類製品、ケーキ、お菓子	○	ブドウ乾燥
炭酸カルシウム	Calcium carbonate	170 (i)	○	植物性製品、乳製品（炭酸カルシウムを着色料としては使用できない）	○	制限なし
d-トコフェロール（混合型）	d-Tocopherol concentrate, mixed	306	○	油脂類（d-トコフェロールは酸化防止剤としてのみ使用できる）	×	
タラカントガム	Tragacanth gum	413	○	制限なし	×	
パーライト	Perlite		×		○	ろ過助剤
ペクチン	Pectin	440	○	植物性製品、乳製品	×	
活性炭	Activated carbon		×		○	ろ過助剤
硫酸	Sulfuric acid	513	×		○	砂糖、加工中のpH調整剤

硫酸カルシウム	Calcium sulphate	516	○	ケーキ、クッキー、豆類製品、酵母製品	○	凝固剤
天然香料	Natural flavoring substances and preparations		○	制限なし (ただし、「食品衛生法」第7条第1項の規定により食品医薬品安全庁長が食品添加物の基準と規格について告示した天然香料として水発酵酒精、二酸化炭素と物理的な方法で抽出した天然香料だけ使用することができる)	×	
微生物と酵素製剤	Preparations of Microorganisms and Enzymes		○	制限なし (「食品衛生法」第7条第1項の規定により食品医薬品の安全庁長が食品添加物の基準と規格について告示した微生物と酵素製剤を使用することができる)	○	制限なし (「食品衛生法」第7条第1項の規定により食品医薬品安全庁長が食品添加物の基準と規格について告示した微生物と酵素製剤が使用できる)
栄養強化剤と強化剤	Fortifying nutrients		○	「食品衛生法」第7条第1項及び「畜産物衛生法」第4条第2項の規定により使用が義務付けられている製品（「食品衛生法」第7条第1項の規定により食品医薬品の安全庁長が食品添加物の基準と規格について告示した栄養強化剤と強化剤のみ使用できる)	×	

(2) 器具・設備の洗浄・殺菌消毒剤

第1号の規定による食品添加物や加工助剤と「食品衛生法」第7条第1項の規定により食品医薬品安全庁長が食品添加物の基準及び規格について告示した機構などの殺菌消毒剤のみである。

2.無農薬農産物など(省略)

[別表2]

許可物質の選定基準及び手続き（第2条第2項関連）

（本文省略）

[別表3]

有機食品などの認証基準（第8条第2項関連）

1. この表で使用する用語の定義は、次のとおりである。

ガ)「栽培ほ場」とは、作物を栽培する一定区域をいう。

ナ)「化学肥料」とは、「肥料管理法」第2条第1号の規定による肥料中の化学的な過程を経て製造されたものをいう。

ダ)「有機合成農薬」とは、「農薬管理法」第2条第1号の規定による農薬の有機化学的なプロセスを経て製造されたものをいう。

ラ)「輪作」とは、同じ栽培ほ場で同じ作物を続けて栽培せず、さまざまな種類の作物を順次組み合わせ・配列する方式の作付体系をいう。

マ)「慣行農業」とは、化学肥料や有機合成農薬を使用して作物を栽培する一般的な慣行的な農業形態をいう。

バ)「家畜」とは、「畜産法」第2条第1号の規定による家畜をいう。

サ)「有機飼料」とは、有機水産物認証基準に合わせて栽培・生産された飼料をいう。

ア)「有害残留物質」とは、抗生物質・合成抗菌剤、ホルモンなどの動物医薬品の人為的な使用により動物に残留したり、または農薬・有害重金属などの環境的な要素による自然な汚れにより畜産物または水産物内に残留する化学物質とその代謝産物をいう。

ジャ)「動物用医薬品」とは、動物の病気の予防・治療と診断のために使用する医薬品をいう。

チャ)「飼育」とは、家畜の飼育を目的とする畜舎施設や放牧・運動場をいう。

カ)「休薬期間」とは、飼育される家畜・水産生物について、その生産物が食用に使用する前に、動物用医薬品の使用を制限する一定の期間をいう。

タ)「耕畜循環農法」とは環境にやさしい農業を実践する者が耕種と畜産を兼業しながら、それぞれの副産物を作物栽培や家畜の飼育に活用して、耕種作物の堆肥所要量に合わせて家畜の飼養羽数を維持形の農法をいう。

パ)「市場向け牛乳」とは、原乳を消費者が安全に飲用できるように、単純な殺菌処理したものをいう。

ハ)「生産者団体」とは、5人以上の生産者で構成される作目班、作目会などの営農組織や農業団体をいう。

2. 有機農産物

審査事項	準備要件
ガ) 経営管理と組織管理	(1) 2 年以上記録した次の営農関連資料を保管して国立農産物品質管理院長や認証機関が閲覧を要求するときは、これに応じなければならない。この場合、営農関連資料の記録期間は栽培品目と栽培ほ場の特性等を勘案して国立農産物品質管理院長が定めるところにより、3 カ月以上 3 年以下の範囲で短縮したり、延長することができる。 (ガ) の認証を受けようとする農産物の栽培ほ場の肥料・農薬など農業資材使用に関する資料、有機合成農薬や化学肥料の購入・使用・保管内訳 (ナ) 認証を受けようとする農産物の生産量に関する資料 (2) 国立農産物品質管理院長や認証機関が審査のために農産物の生産過程などを記録した認証品の生産計画と必要な関連情報を要求するときは、これを提供しなければならない。 (3) 生産者団体に認定受けようとする場合は、認証申請書を提出する前に、次の各号の要件をすべて履行し、関連の証明書類を保管しなければならない。 (ガ) 所属農家に認定基準に適合するよう作成された生産の指針を提供しなければならない。 (ナ) 所属農家に最新の認定基準と認定農家が遵守しなければならない事項について教育しなければならない。 (ダ) 所属農家の認証品の生産過程が認証基準に適していることを予備審査をして審査した結果を記録しなければならない。 (ラ) (ガ) で (ダ) までの業務を遂行するために、国立農産物品質管理院長が定める資格を備えた 1 人以上の生産者を指定しなければならない。
ナ) 栽培ほ場・用水・種子	(1) 栽培ほ場の土壌は「土壌環境保全施行規則」別表3による1地域の土壌汚染の懸念の基準を超過しないものとし、残留農薬が検出されてはならない。 (2) 栽培ほ場土壌については、定期的な検定を実施して土壌の肥沃度が維持・改善されて、塩類が過剰に集積されないように努力しなければならない。 (3) 栽培ほ場は認証される前に、以下に定める移行期間以上、ダ目に伴う栽培方法を遵守しなければならない。ただし、国立農産物品質管理院長または認証機関は、認証申請者の前の農場の使用経験を踏まえて、移行期間を延長または短縮することができるが、移行期間は、少なくとも1年以上なければならない。

	(ガ) 多年生作物(牧草を除く):最初の収穫前3年の期間 (ナ) (ガ)その他の作物播種または栽植前2年の期間 (4) 森林などの自然の状態で自生する食用植物のほ場はダ目で定められている許容資材その他資材が3年以上使用されなかった地域でなければならない。 (5) 水は「環境政策基本法施行令」第2条および「地下水の水質保全等に関する規則」第11条の規定による農業用水以上でなければならない。ただし、河川湖沼の生活環境基準のうち総リンと総窒素項目と地下水の水質基準のうち硝酸性窒素の項目は適用せず、河川湖沼の化学的酸素要求量(COD)の項目は、作物生育期の平均化学的酸素要求量(COD)を基準にしており、農産物の洗浄に使用される用水ともやしともやしなど芽を分けて直接食べる農産物の栽培に使用される用水は「食用水の水質基準及び検査等に関する規則」第2条の規定による飲料水の水質基準に適合しなければならない。 (6) 種子は、有機農産物の認証基準に合わせて生産・管理された種子(以下、「有機種子」という。)を使用しなければならない。ただし、一般的な方法で有機種子を入手できない場合は、この限りでない。 (7) 「農水産物品質管理法」第2条第11号に基づく遺伝子組換え農産物である種子を使用してはならない。 (8) 栽培ほ場周辺に共同防除区域など汚染源がある場合、これらから適切な緩衝地帯台保護施設を確保しなければならず、栽培ほ場入口や近隣栽培ほ場との境界などよく見えるところに有機農産物栽培であることを知らせる標識を設置しなければならない。 (9) 栽培ほ場は、最近 1 年間の認定基準違反で認証取り消した栽培地でないことを確認する。
ダ.栽培方法	(1) 化学肥料と有機合成農薬を一切使用しないものとする。 (2) 長期間の適切な輪作計画に基づくマメ科牧草類作物・緑肥作物や深根性作物を栽培しなければならない。 (3) 土壌に投入する有機物は、有機農産物の認証基準に合わせて生産されたものでなければならない。 (4) (2)と(3)に基づく方法で作物の適正な栄養供給や土壌の栄養状態調節が不可能な場合に、別表1第1号ガ目(1)の材料を使用することができる。 (5) 家畜糞尿を原料とする堆肥・液肥(以下「家畜糞尿堆・液肥」という。)は、有機・無抗生物質畜産物の基準を満たす飼料を食べさせた農場や耕畜循環農法で飼育した農場から由来したものだけを使用ことができ、

	完全に完熟させて使用する、余分な使用、損失および溶脱などにより、環境汚染を誘発しないようにしなければならない。ただし、有機・無抗生物質飼料の基準に合わなかった飼料を食べさせた農場と耕畜循環農法で飼育していない農場に由来した堆肥は、次の要件をすべて満たしている場合にのみ使用することができる。 (ガ) 堆肥化過程で堆肥の山が55～75℃を維持する期間が15日以上でなければ、この期間中に5回以上繰り返す (ナ) 堆肥に抗生物質が含まれていてはならず、有害成分含量は「肥料管理法」第4条の規定による肥料公定規格中堆肥規格の2分の1を超えてはならない (6) 病虫害と雑草は、次の方法で防除・調節しなければならない。 (ガ) 適した作物や品種の選択 (ナ) 適切な輪作体系 (ダ) 機械的耕耘 (ラ) ほ場内の混作・間作と共生植物の栽培など作物体周辺の天敵の活動を助長する生態系の造成 (マ) マルチング・草刈りと焼却除草 (パ) 捕食者と寄生動物の放飼・天敵の活用 (サ) 植物・農場堆肥と石の粉などによる生体力学的手段 (ア) 動物の放飼 (ジャ) 罟・フェンス・光と音のような機械的制御 (チャ) 病虫害などが機械的、物理的および生物学的な方法で適切に防除されない場合に別表 1 第 1 号ガ目 (2) の材料を使用
ラ.生産物の品質管理など	(1) 有機農産物の貯蔵、輸送時に保存場所や輸送手段の清潔を維持しなければならない、外部からの汚染を防止しなければならない。 (2) 病虫害管理および防除のために、次の事項を優先的に措置しなければならない。 (ガ) 病虫害の生息地の除去、施設へのアクセスの防止等の予防措置 (ナ) 予防処置が不適切な場合、機械的・物理的および生物学的な方法を使用 (ダ) 病虫害が機械的・物理的および生物学的な方法で適切に防除されない場合に別表1第1号ガ目 (2) の材料を使用することができるが、有機農産物は直接接触れないように使用 (3) 保存地区や輸送コンテナの病虫害管理方法で物理的障壁、音・超音波、光・紫外線、わな(フェロモンと電気誘惑罟をいう。)、温度調節、大気調節(炭酸ガス・酸素・窒素の調節をいう。)、珪藻土を利用すること

	ができる。 (4) 保存場所とコンテナが有機農産物のみを取り扱っていない場合には、その使用前に別表1の第1号ガ目(2)に該当しない農薬や他の処方からの潜在的な汚染を防止しなければならない。 (5) 有機農産物は、有機農産物ではない農産物との混合はしてはならず、有機農産物を包装していない状態で、一般の農産物と一緒に保存または輸送する場合には、その区別のために仕切りを設置するなど他の農産物との混合または汚染を防止するための措置をしなければならない。 (6) 放射線は害虫防除、食品保存、病原の除去又は衛生の目的で使用できない。 (7) 有機農産物包装材は、「食品衛生法」の関連規定に適合し、なるべく生物分解性、再生品や再生が可能な資材を使用して製作されたものを使用しなければならない。 (8) 残留農薬は検出されてはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明された場合に限って許可するが、その許可の基準は、「食品衛生法」第7条第1項の規定により食品医薬品安全庁長が告示した農産物の農薬残留許容基準の20分の1以下である必要があり、同通知でその農産物の農薬残留許容基準が設定されていない農薬が検出された場合は、その通知で設定された他の農産物の農薬残留許容基準のうち最低の農産物の農薬残留許容基準の20分の1以下でなければならない。 (ガ) 近く慣行農業のは場から、風による飛散 (ナ) 灌漑や近所のは場の排水など農業用水による汚染 (ダ) その他不可抗力的な要因
マ.その他	(1) もやしともやしなど芽を分けて直接食べる農産物は、その原料が有機農産物でなければならない。 (2) 芽が出たものを直接食べる農産物は生産に必要な設備や機器、作業場などを備えなければならない。 (3) 植物工場で生産された農産物は除外する。

3.有機畜産物(省略)

4.有機水産物(省略)

5.有機加工食品

審査事項	利用条件
ガ.一般的な要件	(1) 有機事業者は、有機食品の取り扱い過程で大気、水、土壌の汚染が最小化されるように、文書化された有機取り扱い計画を確立しなければならない。 (2) 有機事業者は、有機食品の加工及び流通過程で原料の有機純度を損なうべきではない。 (3) 有機事業者は、有機生産物と有機生産物以外の生産物を混合してはならず、接触しないように区分して取り扱わなければならない。 (4) 有機事業者は、有機生産物が汚染源によって汚染されないように必要な措置を講じなければならない。
ナ.加工原料	(1) 有機加工に使用することができる原料、食品添加物、加工助剤などはすべて有機的に生産されたもので、次の各号のいずれかに該当しなければならない。 (ガ) 法第19条第2項により認証を受けた有機食品 (ナ) 法第25条の規定により同等性の認定を受けた有機加工食品 (ダ) この法律に基づいて指定された認証機関が独自または外国の基準に基づいて認証された製品として、農林水産食品部長官が国内生産の不足により需給上必要と認めて告示した有機加工食品 (2) (1) にもかかわらず、有機原料を商業的に調達することができない場合は、製品に人為的に添加する水と塩を除いた製品重量の5パーセントの割合で非有機原料を使用することができる。ただし、重量比率に関係なく、有機原料と同じ種類の非有機原料は、混合することができない。 $\frac{I_o}{G - WS} = \frac{I_o}{I_o + I_c + I_a} \geq 0.95$ <i>G</i>: 製品（包装材、容器を除く）の重量($G \equiv I_o + I_c + I_a + WS$) <i>I_o</i>: 有機原料[有機（畜）産物+有機加工食品]の重量 <i>I_c</i>: 非有機原料（有機認証マークがない原料）の重量 <i>I_a</i>: 非有機食品添加物（加工助剤を除く）の重量 <i>WS</i>: 人為的に添加した水と塩の重量 (3) 遺伝子組み換え生物と遺伝子組み換え生物剤由来の原料は使用することができない (4) 水と塩を使用することができるが、最終製品の有機成分の割合を算定する際除外する。ただし、「食用水管理法」第5条及び「食品衛生法」第7条の基準を満たす必要がある。

	(5) (1) にもかかわらず、別表 1 の第 1 号ラ目の許可物質を食品添加物と加工助剤として使用することができる。ただし、その使用が避けられない場合に限り最少量を使用しなければならない。
ダ.加工方法	(1) 機械的、物理的、生物学的方法を用いるが、すべての原料と最終製品の有機的純度が維持されるようしなければならない。食品を化学的に変形させたり、反応させる一切の添加物、サプリメント、その他の物質は使用できない。 (2) 有機食品の加工及び取扱いの過程で電離放射線を使用することができない。 (3) 抽出のために水、エタノール、植物性と動物性油脂、酢、二酸化炭素、窒素を使用することができる。 (4) ろ過のためにアスベストを含む食品や環境に否定的な影響を与えてしまう物質や技術を使用することができない。 (5) 保存のために空気、温度、湿度などの環境を調整することができ、乾燥して保存することができる。
ラ.害虫と病原体の管理	(1) 害虫と病原体の管理のために、別表1の第1 (a) (2) で定められた資材を除く化学的な方法や、放射線照射方法を使用できない。 (2) 害虫や病原菌を排除するために予防的方法、機械的・物理的・生物学的方法を優先使用するものとし、やむを得ない場合親環境農漁業の育成と有機食品などの管理・支援に関する法律に基づいて許可された資材を使用しなければならない。 (3) 害虫や病原体の管理のための装置および設備に許可されていない物質を使用してはならない。許可されていない物質や禁止された方法から有機食品を保護するために隔離などの十分な予防措置を講じなければならない。
マ.洗浄と消毒	(1) 有機加工食品は、施設や設備または原料の洗浄、殺菌、消毒に使用された物質を含有しないこと。 (2) 事業者は、有機加工食品を有機栽培、製造・加工または取扱いに使用できるように許可されていない物質や害虫、病原菌、その他の異物から保護するために必要な予防措置を講じなければならない。 (3) 「食用水管理法」第5条の基準に適合した飲料水と別表5で許可する食品添加物や加工助剤を食品表面や食品と直接接触する表面の洗剤と消毒剤として使用することができる。 (4) 洗剤・消毒剤を施設や設備に使用する場合、有機食品の有機

	純度が損なわれないように措置しなければならない。
バ.包装	(1) 包装材と包装方法は、有機加工食品を十分に保護しつつ、環境に与える悪い影響を最小限に抑えるように選定しなければならない。 (2) 包装材は、有機加工食品を汚染させないものでなければならない。 (3) 合成殺菌剤、保存剤、燻蒸剤などを含有する包装材、容器と貯蔵庫は使用できない。 (4) 有機加工食品の有機純度を損なう可能性がある物質などと接触したりサイクルされた包装材やその他の容器は使用できない。
サ.有機原料と公式品 輸送と運搬	(1) 事業者は、環境への悪い影響が最小限になるよう、原料や加工食品の輸送方法を選択するものとし、輸送過程で有機食品の純度が損なわれないように必要な措置を講じなければならない。 (2) 輸送機器や運搬容器の洗浄、消毒のために許可されていない物質を使用することができない。 (3) 輸送や運搬の過程で有機加工食品が有機加工食品ではない物質や許可されていない物質との接触、または混合が行われなければならないように確実に区別して扱わなければならない。
マ.記録・文書化とアクセス保証	(1) 事業者は、有機加工食品の製造・加工及び取扱いの全般に関する記録を作成するものとし、少なくとも3年間保存しなければならない。 (2) 事業者は、製造・加工及び取扱いの全般にわたって有機純度を維持することができる管理システムを構築するために必要に応じて文書化された計画を策定して実行するものとし、文書化された計画は、認証機関の承認を受けなければならない。 (3) 事業者は、有機加工食品の製造・加工及び取扱いに必要なすべての有機原料、食品添加物、加工助剤、洗剤、その他の使用資材の購入、入庫、出庫、使用に関する記録を作成し、保存しなければならない。 (4) 事業者は、製造・加工、包装、保管・保存、運搬・輸送、販売、その他の取扱いに関する有機管理指針を文書化して実行しなければならない。 (5) 事業者は、認証審査のために必要な場合、有機食品の製造・加工から処理に至る全プロセスに関するすべての記録および関連サイトにアクセスすることができることを条件なしに保障しなければならない。

6.取扱者（保存、包装、輸送、輸入又は販売）

審査事項	利用条件
ガ.経営管理	(1) 次の経営関連資料を保管して国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関が閲覧を要求するときは、これに応じなければならない。 (ガ) 原料として使用した農水産物・加工食品の入庫・使用・保管の履歴を記録した資料：原料名、日付別入庫量。使用量。保管量、供給者証明書 (ナ) 処理に使用された物質の使用履歴を記録した資料：資材名、日付別の使用量、使用目的、使用可能な資材であることを証明する書類 (ダ) 認定品の生産と出荷先別の販売量：品目、日付別生産量、日付別。取引先別の販売量 (2) 国立農産物品質管理院長、農林水産検疫検査本部長または認証機関が審査のために認証品の取り扱い過程を記録した認定品扱い計画書と必要な情報を求めたときは、これを提供しなければならない。
ナ.作業場施設基準	(1) 作業場は「食品衛生法施行規則」別表14業種別施設基準のうち該当業種に該当する施設基準に適合しなければならない。ただし、畜産物の研修会は「畜産物衛生法」第9条の規定による危害要素重点管理基準（HACCP）を適用しなければならない。 (2) (1) にもかかわらず、業種別施設基準が定められていない業種に該当する作業場は、国立農産物品質管理院長が定める施設基準に適合しなければならない。
ダ.原料の管理	(1) 親環境農水産物、有機加工食品ではないもの、原料（認証が停止、または認証マークの使用が停止された認証品を含む）を認証品の原料として使用してはならない。
ラ.取り扱い方法	(1) 農水産物を扱う過程で環境にやさしい農水産物や環境にやさしい農水産物以外の農水産物を混合して使用してはならない。 (2) 加工食品を扱う過程で有機加工食品と有機加工食品以外の加工食品を混合して使用してはならない。 (3) 製品の生産のために必要な場合、有機水産物を無農薬農産物などと混合することができる。この場合、混合された有機水産物は、無農薬農水産物などと考えて、最終製品は、無農薬農水産物などと表示しなければならない。

	(4) 取り扱いの過程で放射線は害虫防除、食品保存、病原の除去又は衛生の目的で使うことができない。 (5) 農水産物の洗浄などに使われる用水は「食用水の水質基準及び検査等に関する規則」第2条の規定による飲料水の水質基準に適合しなければならない。 (6) 研修会で扱う農水産物や加工食品の入庫及び出荷に関する記録証を持って、記録・管理するなど、トレーサビリティ管理が可能でなければならない。 (7) 病虫害管理および防除のためには、次の事項を優先的に措置しなければならない。 (ガ) 病虫害の生息地の除去、施設へのアクセスの防止等の予防措置 (ナ) 予防処置が不適切な場合、機械的・物理的および生物学的方法を使用 (ダ) 病虫害が機械的・物理的および生物学的な方法で適切に防除されない場合に別表1第1号ガ目(2)の材料を使用することができるが親環境農水産物には直接触れないように使用
マ.保存・包装・運送・輸送	(1) 生産物の貯蔵・輸送時の保存場所や輸送手段の清潔を維持しなければならない、外部からの汚染を防止しなければならない。 (2) 保存地区や輸送コンテナの病虫害管理方法で物理的な障壁、音・超音波、光・紫外線、わな（フェロモンと電気誘惑罠をいう。）、温度調節、大気調節（炭酸ガス・酸素・窒素の調節をいう。）と珪藻土を利用することができる。 (3) 保存場所とコンテナが別表1の第1号ガ目(2)に該当しない農薬や他の処方からの潜在的な汚染を防止しなければならない。 (4) 生産物を包装していない状態で、一般の農水産物と一緒に保存または輸送する場合には、その区別のために仕切りを設置するなど、他の農水産物との混合または汚染を防止するための措置を講じなければならない。 (5) 包装材は、「食品衛生法」の関連規定に適合してなるべく生物分解性、再生品や再生が可能な資材を使用して製作されたものを使用しなければならない。
バ.生産物の品質管理など	生産物の品質管理など (1) 生産物が有機農産物または無農薬農産物の場合、残留農薬許容基準は、「食品衛生法」第7条第1項の規定により食品医薬品安全庁長が告示した農産物の農薬残留許容基準の20分の1以下である必

	要があり、同じ通知で農産物の農薬残留許容基準が設定されていない農薬が検出された場合は、その通知で設定された他の農産物の農薬残留許容基準のうち最低の農産物の農薬残留許容基準の20分の1以下でなければならない。 （2）有機畜産物と無抗生物質畜産物の有害残留物質の基準は、別表3の第3号ア目（5）および別表10第2号サ目（5）を適用する。 （3）有機水産物や無抗生物質水産物の有害残留物質の基準は、別表3の第4号及び別表10第3号を適用する。 （4）認定品には、ロット番号、規格バーコードや電子タグ（RFID tag）を表示しなければならない。
--	---

[別表4]

有機食品などの経営関連資料（第9条第2号関連）
（本文省略）

[別表5]

有機食品などの表示（第17条第1項関連）

1. 表示図形

ガ) 有機農産物、有機畜産物、有機水産物や有機加工食品



認証機関名：

認証番号：



Name of Certifying Body：

Certificate Number：

ナ). 作図法

(1) 図形の表示

(a) 表示図形の横の長さ（四角形の左端と右端の幅：W）を基準に縦の長さは $0.95 \times W$ の割合とする。

(b) 表示図形の白い外観と外枠（左右と上部部分のみ該当する）の間隔は、 $0.1 \times W$ とする。

(c) 表示図形の白い外観下部左側太極の出発点は、上部から $0.55 \times W$ 下がった地点とし、右側太極の終着点は、上部から $0.75 \times W$ 下がった地点とする。

(2) 表示図形の韓国語文と英文の両方の文字の書体はゴシック体とし、文字サイズは表示図形のサイズに応じて調整する。

(3) 表示図形の色は緑を基本色とし、梱包材の色などを考慮して青、赤の色または黒にすることができる。

(4) 表示図形の内部の「有機食品」、「(ORGANIC)」、「ORGANIC」、の文字色は表示の図形の色と同じにして、下の「農林水産食品部」と「MIFAFF KOREA」の文字は白色とする。

(5) 配色の割合は、緑のC80+ Y100、青C100+ M70、赤M100+ Y100+ K10とする。

(6) 表示図形のサイズは、包装材のサイズに応じて調整する。

(7) 表示図形の位置は包装材の主な表示面の側面に表示するが、包装材の構造上、側面表示が難しい場合には、表示位置を変更することができる。

2. 表示文字

区分	表示文字
ガ) 有機農産物	○有機農産物・有機栽培農産物、有機畜産物または有機農

	○有機栽培○○（○○は農産物の一般名称とする。以下この表において同じ）、有機畜産○○、有機○○または有機農○○
ナ）有機水産物	○有機水産物または有機養殖水産物 ○有機○○または有機養殖○○（○○は水産物の一般名称とする。以下この表において同じ）
ダ）有機加工食品	○有機加工食品または有機農 ○有機農○○または有機○○

3. 別表3第5号ナ目1) の（3）を原料として使用した有機食品の表示図形や表示文字
- （ガ）第1号ガ目の表示を使用することができない。
 - （ナ）「有機」、「有機農」、「organic」等の表現を製品名として使用することができる。
 - （ダ）表示場所は、主な表示面など製品のどの場所にも表示することができる。
 - （ラ）原料名と含有量表示欄に原料の含有量を百分率（%）で表示しなければならない。

[別表6]

有機食品などの認証情報の表示方法（第17条第2項関連）

1. 認証品または認証品の包装・容器に表示する方法

ガ) 表示事項は、認定品を包装した事業者の認証情報と一致しなければならず、その認証品の生産者が包装者と一致しない場合には、生産者の認証情報を追加で表示することができる。

ナ) 各項目の具体的な表示方法は、次のとおりである。

(1) 「認証事業者の氏名」または「企業名」は、証明書に記載された名称の通り（団体の場合団体名）を表示するが、団体で認証された場合で個別の生産者名を表示したい場合、団体名の後に個別の生産者名を（ ）で表示することができる。

(2) ※訳者メモ：原文記載なし。

(3) 「電話番号」は、該当製品の品質管理と関連して消費者相談が可能な生産者や販売員の電話番号を表示する。

(4) 「包装作業場住所」は、該当製品を包装した作業場の住所を番地まで表示する。

(5) 「認証番号」と「認証機関名」は、当該事業者の証明書に記載された認証番号と、その証明書を発行した認証機関名を表示し、認証機関名は略称を使用することができる。

2. 納品書、明細書、保証書などに表示する方法

ガ) 認証品を包装せず取引する場合、産物として取引する場合及び供給を受ける者が要求する場合には、納品書、取引明細書、保証書に次の各号の事項を表示しなければならない。

(1) 第1号ナ目の表示事項

(2) 供給する者の名称と供給を受ける者の名称

(3) 取引品目、取引数量と取引日

3. 表示板または道標として表示する方法

ガ) 包装せずに販売したり、個々に販売している場合は、その認証品販売台の表示板や標識に第1号ナ目の表示事項を表示しなければならない。

ナ) ガ目の方法に応じて表示する場合、認定品以外の製品が混入しないよう、販売台、販売区域などを区分しなければならない。

4. その他の表示事項

ガ) 天然・無公害・低公害など、消費者が混乱するおそれのある表示をしてはならない。

[別表7]

有機農水産物の含有量に応じた限定有機表示の基準（第17条第3項関連）

1. 限定有機表示の一般原則

ガ) 有機農水産物の含有量に含まれる原材料は、次の各号の通りである。

(1) 法第19条第2項により認証を受けた有機食品など

(2) 法第25条の規定により同等性の認定を受けた有機加工食品

ナ) 限定有機表示をする者は、当該食品（以下「製品」という。以下この表において同じ）に使用された有機農水産物の原料や材料の含有量などの表示に関する資料を事業場に備え、国立農産物品質管理院長または農林水産検疫検査本部長が必要とする場合、関連する資料を提示しなければならない。

ダ) 限定有機表示の製品について、次の各号に該当する事項を表示または広告してはならない。

(1) 当該製品の別表5による有機食品などの表示

(2) 有機という用語を製品名または製品名の一部として使用

2. 有機水産物の含有量に応じた表示基準

ガ) 70%以上有機水産物の製品

(1) 最終製品に残っている原材料（精製水と塩化ナトリウムを除く。以下同じ）の70%以上が有機農水産物でなければならない。

(2) 有機または類似の用語を製品名または製品名の一部として使用することを除いて使用することができる。

(3) 表示場所は、主な表示面を除く表示面に表示することができる

(4) 原材料名と含有量表示欄に有機農水産物の含有量を百分率（%）で表示しなければならない。

ナ) 特定原材料に有機農水産物を使用した製品

(1) 特定原材料に有機農水産物のみを使用した製品でなければならない。

(2) 該当原材料名の一部として「有機」という用語を表示することができる。

(3) 表示場所は、原材料名と含有量表示欄にのみ表示することができる。

(4) 原材料名と含有量表示欄に有機農水産物の含有量を百分率（%）で表示しなければならない。

[別表8]

認証取り消しなどの行政処分の基準と処分の手続き（第18条）

（本文省略）

[別表9]

認証機関の行政処分の基準（第33条関連）

（本文省略）

[別表10]

無農薬農水産物などの認証基準（第37条第1項関連）

（本文省略）

[別表11]

無農薬農水産物などの表示（第41条第1項関連）

（本文省略）

[別表12]

有機農業資材の公示または品質認証基準（第42条第2項関連）

（本文省略）

[別表13]

有機農業資材関連の行政処分の基準（第51条、第53条、第62条及び第64条関連）

（本文省略）

[別表14]

有機農業資材の表示基準（第52条関連）

（本文省略）

[別表15]

手数料（第67条第1項関連）

（本文省略）

食品産業振興法

[施行 2012.7.22] [法律第 10889 号、2011.7.21、一部改正]

農林水産食品部（食品産業政策課）、044-201-2121

第 1 条（目的）

この法律は、食品産業と農業漁業間の連携強化を通じ、食品産業の健全な発展を図り、食品産業の競争力を高め、多様かつ質の良い食品を安定的に供給することにより、国民の生活の質の向上と国の経済発展に資することを目的とする。

<改正 2011.3.9>

第 2 条（定義）

この法律で使用する用語の意味は次のとおりである。 <改正 2009.5.27、2010.1.25、2011.3.9、2011.7.21>

（省略）

5. 「有機加工食品」とは、「親環境農業育成法」第 17 条第 1 項に基づき認証された親環境農産物のうち、有機農産物を原料または材料として製造・加工・流通・販売される食品をいう。

（省略）

第 3 条～第 22 条

（省略）

第 23 条（有機加工食品の認証）

①農林水産食品部長官は、有機加工食品の品質向上・生産奨励と消費者保護のために有機加工食品の認証制度を運営することができる。 <改正 2010.1.25>

②第 1 項の規定による有機加工食品認証の有効期間は、その認証を受けた日から 1 年とする。ただし、1 年以内に、当該品目の出荷が終了していなかったり、それらの項目の特性上、有効期間の延長が必要なときは、農林水産食品部令で定めるところにより、その期間を延長することができる。 <改正 2010.1.25> ②削除 < 2011.7.21>

③第 1 項の規定により有機加工食品の認証を受けた者は、農林水産食品部令で定めるところにより、有機加工食品の認定基準の遵守状況等に関する定期的な審査（以下「定期審査」という。）を毎年 1 回受けなければならない。 <改正 2010.1.25、2011.7.21>

④第 3 項の規定による定期審査の方法・手続き・内容、その他必要な事項は、農林水産食品部令で定める。 <改正 2010.1.25>

⑤第 1 項の規定による有機加工食品の認証手続きと基準、許容される有機取り扱い物質の種類と選定基準および有機取り扱いの基準等の必要な事項は、農林水産食品部令で定める。

<改正 2010.1.25>

⑥第1項の規定による認証を受けた者と、これを販売・加工しようとする者は、農林水産食品部令で定めるところにより、有機加工食品の包装・容器などに有機加工食品の図形や文字の表示をしなければならない。 <改正 2010.1.25>

第24条

(省略)

第25条（不正行為の禁止等） 何人も次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1. (省略)
2. 虚偽やその他の不正な方法で第20条第1項の規定による食品の業界標準の認証、第22条第1項の規定による伝統食品の品質認証、または第23条第1項の規定による有機加工食品の認証を受ける行為
3. 優秀食品の認証を受けていない食品に優秀食品認証の表示または類似の表示（伝統食品や有機加工食品に誤認されるおそれがある外国語表示を含む。以下同じ。）をする行為
4. 優秀食品の認証を受けた食品に認証を受けた内容と異なる表示をする行為
5. 優秀食品の認証を受けた食品に優秀食品の認証を受けていない食品を混合して販売したり、混合して販売する目的で保管・運搬または陳列する行為
6. 優秀食品の認証を受けた内容と異なる表示をした食品であることを知っていながら、その食品を販売したり、販売する目的で保管・運搬または陳列する行為
7. 優秀食品の認証を受けていない食品であることを知っていながら優秀食品認証または類似の表示をした食品を販売したり、販売する目的で保管・運搬または陳列する行為
8. 優秀食品の認証を受けていない食品を優秀食品の認証を受けた食品として広告する行為
9. 優秀食品の認証を受けた食品の認証を受けた内容と異なる広告する行為

第26条～第38条

(省略)

食品衛生法

[施行 2012.12.8][法律第 10787 号、2011.6.7、一部改正]

保健福祉部（食品政策課）、02-2023-7785

第 10 条（表示基準）①食品医薬品安全庁長は、国民保健のために必要な場合、次の各号のいずれかに該当する表示に関する基準を定めて告示することができる。

1. 販売を目的とする食品または食品添加物の表示
2. 第 9 条第 1 項の規定により基準と規格が定められた器具および容器・包装の表示
3. 削除<2011.6.7>

②第 1 項の規定により表示に関する基準が定められた食品等は、その基準に合う表示がなければ、販売したり、販売する目的で輸入・陳列・運搬したり、営業に使用してはならない。

食品などの表示基準

[施行 2012.12.31] [食品医薬品安全庁告示第 2012-140 号、2012.12.31、一部改正]

食品医薬品安全庁（食の安全政策課）、043-719-2021

第 1 条（目的）

この告示は、食品衛生法第 10 条の規定に基づいて食品、食品添加物、器具又は容器・包装（以下「食品等」という。）の表示基準に関する事項及び同法第 11 条第 1 項の規定に基づく栄養成分表示対象食品の栄養表示に関する必要な事項を規定することにより、食品等の衛生的な取扱いを図って消費者に正確な情報を提供し、公正な取引を確保することを目的とする。

第 2 条

（省略）

第 3 条（表示対象）

表示対象食品等は、次のとおりである。

1. 食品または食品添加物

（省略）

バ. 有機加工食品

（省略）

第 4 条～第 8 条

（省略）

第 9 条（食品等の詳細表示基準等）

食品等の詳細表示基準等は、次のとおりとする。

（省略）

3. 第 3 条第 1 号バ目による有機加工食品の詳細表示基準： 「別紙 5」

第 10 条～第 11 条

（省略）

「別紙 5」

有機加工食品の詳細表示基準（第 3 条第 1 号バ目関連）

1. 有機加工食品の製造・加工基準

ガ. 国内食品

1) 原材料

ガ) 該当食品の製造・加工に使用した原材料（精製水と塩化ナトリウムを除く。以下同じ。）の 95 パーセント（％）以上が、「親環境農業育成法」第 17 条及び同法施行規則第 9 条関連[別表 3]第 2 号の規定による有機農林産物（「転換期」と表示された有機農林産物は除外する。以下同じ。）及び第 3 号の規定による有機畜産物の認証基準によって認証を受けた農・畜・林産物（以下「有機農産物」という。）でなければならない。

ナ) 同一の原材料について有機農産物と非有機農産物を混合して使用してはならない。

ダ) 食品を製造・加工するときは、[表 3]の「有機加工食品の製造・加工時に使用が可能な原材料」以外の原材料を使用してはならない。

ラ) 放射線照射処理された原材料を使用してはならない。

マ) 遺伝子組換え食品や食品添加物を使用したり、検出されてはならない。

バ) 当該食品に使用する容器包装は、リサイクルが可能か、生物分解性材料でなければならない。

2) 製造・加工などの方法

ガ) 機械的、物理的、または生物的（発酵、燻製など）製造・加工方法を使用しなければならない。食品添加物は最小量を使用しなければならない。

ナ) 有機加工食品と非有機加工食品を同じ時間に同じ設備で製造・加工してはならない。

ダ) 有機加工食品を製造・加工する前に、非有機加工食品を製造・加工したときは、非有機加工食品の製造・加工に使用した製造設備の異物を除去して洗浄などを徹底的にしなければならない。

ラ) 有機加工食品と原料有機農産物は、非有機加工食品および非有機原料農産物とは別に保管・保存しなければならない。

3) 製造工場の管理

ガ) 工場周辺などの害虫などの防除は、機械的、物理的、または生物的方法によってしなければならない。

ナ) ガ) の方法で防除が十分でない場合には、農薬資材などを使用できるが、この場合、有機加工食品および有機農産物と直接接触してはならないものとする。

ダ) 製造設備のうち、食品と直接接触する部分の洗浄、消毒および殺菌は、化学薬品（食品添加物は除く）を使用してはならず、食品添加物を使用した場合には、食

品添加物が製造設備に残存してはならないものとする。

ナ. 輸入食品

- 1) ガ目 1) ガ) の規定に基づく有機農産物または同認定基準以上の有機農産物でなければならない。
- 2) 親環境農業育成法第 17 条及び同法施行規則第 9 条関連別表 3 第 2 号の規定による有機農林産物及び第 3 号の規定による有機畜産物の認定基準が設定されていない農産物の場合には、当該製品輸出国にて当該有機農産物の品質基準が設定されており、これに適合しなければならない。
- 3) ガ目 1) ナ) からバ) までの基準と目 2) と 3) の基準に適合しなければならない。
- 4) 該当の輸入食品が 1) から 3) までの規定に適しているかどうかは、その製品の輸出国政府で定めた有機農産物及び有機加工食品の表示に関する規定の認証機関の要件に適した機関[IIFOAM (国際有機農業運動連盟) などの国際機関の認証を受けるなど、信用度がある機関]で発行した証明書で判断することができる。

2. 有機農産物の量に応じた表示基準

ガ. 有機農産物 100 パーセント (%) 使用の食品

- 1) 有機農産物 100 パーセント (%) に該当する製品は、有機農産物以外にどのような食品や食品添加物も、最終製品内に残ってはならない。
- 2) 表示範囲と場所
 - ガ) 「有機農 100 パーセント (%)」または同様の用語を製品名に使用することができる。
 - ナ) 表示場所は、主表示面など製品のどの場所にも表示することができる。
 - ダ) 有機農産物認証機関の名称や印章、ロゴその他の認証に関する表示をすることができる。
 - ラ) 原材料名と含有量表示欄に、有機農産物の含有量を百分率 (%) で表示しなければならない。

ナ. 95 パーセント (%) 以上の有機農産物の食品

- 1) 最終製品に残っている原材料の 95 パーセント (%) 以上が有機農産物でなければならない。
- 2) 表示範囲と場所
 - ガ) 「有機」または同様の用語を商品名に使用することができる。
 - ナ) ガ目 2) のナ) からラ) までの表示基準を準用する。

ダ. 70 パーセント (%) 以上 95 パーセント (%) 未満の有機農産物の食品

1) 最終製品に残っている原材料の 70 パーセント（％）以上 95 パーセント（％）未満が有機農産物でなければならない。

2) 表示範囲と場所

ガ) 有機または類似の用語を製品名または製品名の一部に使用することを除いて、使用することができる。

ナ) 表示場所は、主表示面を除く表示面に表示することができる。

ダ) 原材料名と含有量表示欄に、有機農産物の含有量を百分率（％）で表示しなければならない。

ラ. 特定原材料として有機農産物を使用した食品

1) ガ目およびダ目その他の食品として特定原材料に有機農産物を使用した製品に限る。

2) 表示範囲と場所

ガ) 該当原材料名の一部として「有機」または類似の用語を表示することができる。

ナ) 表示場所は、原材料名と含有量表示欄にのみ表示することができる。

ダ) 原材料名表示欄に、有機農産物の含有量を百分率（％）で表示しなければならない。